

銚田市まちづくり計画 変更計画



「いのち」と「くらし」の 先進都市

自然を尊び、農を誇り、喜びを生みだす

21世紀のまち 銚田

平成27年12月

銚 田 市

目次

| | |
|----------------------|----|
| 第1章 新市建設計画策定の主旨..... | 1 |
| 1 計画策定の目的..... | 1 |
| 2 計画の構成..... | 1 |
| 3 建設計画の期間..... | 1 |
| 4 いま市町村に求められること..... | 2 |
| 第2章 地域の現状と今後の展望..... | 5 |
| 1 位置・地勢..... | 5 |
| 2 沿革..... | 6 |
| 3 人口・世帯..... | 7 |
| 4 産業..... | 10 |
| 5 都市基盤・生活環境..... | 13 |
| 6 保健・医療・福祉..... | 18 |
| 7 教育・文化・コミュニティ..... | 20 |
| 8 行財政..... | 21 |
| 9 茨城県総合計画の概要..... | 24 |
| 第3章 住民意向と合併の意義..... | 25 |
| 1 将来人口推計..... | 25 |
| 2 住民意識..... | 28 |
| 3 合併の意義..... | 34 |

| | |
|--------------------------------|----|
| 第4章 まちづくりの基本方針..... | 37 |
| 1 新市の将来像..... | 37 |
| 2 新しいまちづくりの視点..... | 39 |
| 3 新しいまちづくりの目標..... | 40 |
| 4 地域別整備方針..... | 46 |
| 5 施策体系一覧..... | 49 |
| 第5章 まちづくり目標の実現に向けた主要施策..... | 51 |
| 1 一人ひとりの健康と安心を地域で支える環境づくり..... | 51 |
| 2 次代の農業を中心とした力強い地域経済の構築..... | 54 |
| 3 快適と安全を備えた“自然を感じる”暮らしの実現..... | 57 |
| 4 「郷土を愛する豊かな心」の継承..... | 60 |
| 5 市民を主役とする協働のまちづくりの推進..... | 63 |
| 第6章 新市建設における県との連携..... | 65 |
| 第7章 公共施設の適正配置..... | 67 |
| 第8章 財政計画..... | 69 |

第1章 新市建設計画策定の主旨

1 計画策定の目的

日本が成長期から成熟期に移行した今日、住民が地域での生活に満足できるまちづくりが求められています。茨城県の東南部に位置する旭村・鉾田町・大洋村の3町村は、これまで築き上げてきた地域づくりをより活かすため、町村合併の議論を進めていくことが必要であるという結論に達しました。

これを受けて策定する新市建設計画（以下「本計画」という。）は、住民の意向も踏まえた上で、3町村の特性や今後の課題を整理し、新市の将来像と新市の主要な施策を明らかにするものです。

2 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための「まちづくり基本方針」、その基本方針実現に向けた「新市の主要施策」、「公共施設の適正配置」及び「財政計画」などから構成します。

3 建設計画の期間

本計画期間は、東日本大震災による特例措置を受け、平成37年度までの21カ年計画とします。

| |
|--------------------------------|
| 計画期間：平成17(2005)年度～平成37(2025)年度 |
|--------------------------------|

4 いま市町村に求められること

(1) 人口減少・少子高齢化への対応

わが国では、平成18年に人口増加のピークを迎えた後、減少することが予測されています。同時に、平均寿命の伸びと出生率の低下による少子高齢化も急速に進行します。3町村ともに例外ではなく、高齢化率も15.1%（平成2年）から21.7%（平成12年）に上昇しました。

人口減少と少子高齢化の進行による市町村運営への影響としては、少子化対策や高齢者介護など公的な福祉ニーズの増大による財政負担の増加、生産年齢人口の減少に伴う地域経済の停滞とそれによる税収の減少などが考えられます。

地方自治体の運営、とりわけ住民生活に最も密接な市町村運営においてこうした動向に的確に対応するために、行政の政策能力の向上、財政基盤の強化、地域資源（人材・団体・施設など）の拡充、住民参画の推進、地域との協働体制の構築など、地域特性に応じた独自の政策と役割の明確化が求められています。

(2) 地方自治の実現

平成12年4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）を機に、“地域のことは地域の住民が決める”という本格的な地方自治の時代に入りました。各地では地域の個性を活かしたまちづくりや地域の課題解決に向けた住民自身の活動が活発になっており、3町村でも自立するまちづくり・村づくりを進めてきたところ です。

こうした時代の地方自治体には従来からの行政サービスを提供するだけでなく、地域特性や住民ニーズに応じた重点的な財政支出と多様かつ独創的な政策立案力、それにさまざまな役割を担う地域住民や関係機関をまちづくりに活かすような管理運営能力が今まで以上に必要とされています。

(3) 効果的・効率的な行財政の運営

日本が戦後の成長期から成熟期へと移行する中、人々の価値観も「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化しています。また、少子高齢化の進行や女性の社会進出などにより、住民の生活様式は変化しています。さらに交通網の整備やIT（情報技術）の進展により、

行政の枠組みを越えた交流やネットワーク化が急速に進んでいます。このように社会経済が大きく変化する中、住民が求める行政サービスについても多様化・高度化しています。

一方では、国・地方ともに厳しい財政状況の中、住民の利便性と効率的な行財政運営の両立が求められています。そうした中で既存施設の有効利用や広域的な観点からの土地利用、道路、上下水道などの都市基盤整備、地域資源の連携と新たな地域活性化など、広域的に迅速かつ的確な取り組みが必要となっています。

3 町村でも民間の経営感覚やコスト意識を導入しながら行財政運営を進めているところですが、一層の効率化とともに運営体制の強化が求められています。

第2章 地域の現状と今後の展望

1 位置・地勢

新市は、茨城県の東南部、鹿行エリアの最北部から中央部にかけて位置し、県都水戸市、筑波研究学園都市であるつくば市、鹿島港まではいずれも 30km 圏内、首都東京まで 90km 圏内にあります。

新市の面積は、207.61 km²（旭地区 53.65 km²、鉾田地区 109.2 km²、大洋地区 44.76 km²）で、県面積（6,096.93 km²）の 3.4%を占めています。

市域は東の鹿島灘に沿って位置し、北は潤沼、南は北浦に接し、その内陸部のほとんどは平坦地となっています。この平坦な地形と温和な気候を活かした農業が基幹産業であり、首都圏全体の食料供給地域として、また、メロン、イチゴなどの果実や、トマト、甘藷（さつまいも）、みずな、ほうれんそうといった野菜の栽培でも全国有数の生産地として知られています。

図表1 新市の位置

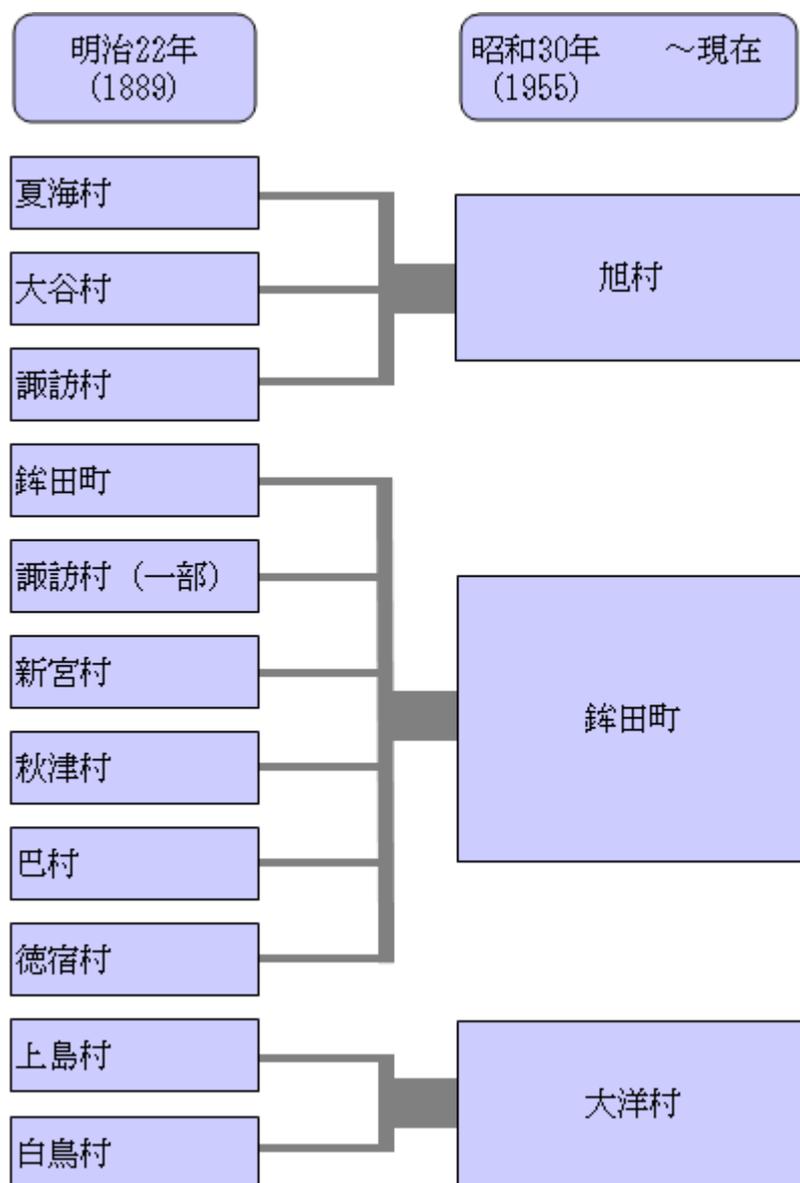


2 沿革

3 町村は、江戸時代に東北や常陸地方と江戸を結ぶ水陸交通の要衝として発展、人馬の往来や海産物を中心とした物資の流通が盛んになり、江戸方面への農産物の出荷も行われていました。

明治から大正・昭和へと時代は移り変わり、「明治の大合併」(明治 21 (1888) 年～22 (1889) 年)、「昭和の大合併」(昭和 28 (1953) 年～36 (1961) 年) を経て、現在に至っています。

図表2 3 町村の沿革



3 人口・世帯

新市の平成 22 年（国勢調査）の総人口は 50,156 人、県人口の 1.7%となっています。近年の人口推移をみると、平成 7 年から平成 12 年は 58 人、平成 12 年から平成 17 年は 139 人とそれぞれ増加していましたが、平成 17 年から平成 22 年は 898 人の減少となっています。県の動向と比較すると、県の減少率 0.2%を上回る 1.8%の減少率となっています。

年齢階級別にみると、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少し、逆に高齢者人口（65 歳以上）は増加しています。そのため、総人口に対する高齢者人口の割合（高齢化率）は県平均（約 22.5%）を上回る 26.1%となっており、少子高齢化が早く進行していることがわかります。

新市の平成 22 年（国勢調査）の世帯数は、平成 17 年から 1,036 世帯増加の 16,810 世帯と年々増加する一方、1 世帯あたりの人員は 3.2 人（平成 17 年）から 3.0 人（平成 22 年）に減少しています。

平成 22 年をピークに減少傾向にある総人口、少子高齢化が進む人口構造、核家族化の進行、ひとり暮らし高齢者世帯の増加などの社会変化に対応する取り組みは、新市に課せられた大きな命題です。3 町村はこうした現状と今後の社会を展望し、それぞれに独自のまちづくりを進めてきました。

旭村は、国や地域が成熟期に入ったという認識に立ち、「農業立村」の新しい段階として『快適で豊かな「農」のふるさと 旭村』を目指して、村最大の資源である「農文化」の活用を軸に、快適で個性的な発展性のある豊かな生活環境を実現するまちづくりを進めてきました。

銚田町は『先人から引き継いできた歴史や風土、自然等を大切に守り育てながら、住民一人ひとりが温かいふれあいのなかで人間的な豊かさを育み、快適で住みよいまちづくり』を目指して、住民参加、福祉の充実、生活環境の向上、自然の継承、農業を基幹とした産業振興を柱としたまちづくりを進めてきました。

大洋村は『人間が生涯を通じて健やかで充実した生活を過ごせるよう「健康」を重視した、人に優しい、暮らしよい、うるおいと活力に満ちた村づくり』を目指して、健康づくりへの先進的な取り組み、農業を基幹とした産業振興、教育・文化の振興を柱としたまちづくりを進めてきました。

図表3 総人口および年齢3区分別人口の推移 単位：人

| 区分 | | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 (新市) |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 旭村 | 総人口 | 11,270 | 11,396 | 11,637 | 11,753 | |
| | 0～14歳 | 2,348 | 2,062 | 1,774 | 1,549 | |
| | 15～64歳 | 7,160 | 7,206 | 7,508 | 7,649 | |
| | 65歳以上 | 1,762 | 2,128 | 2,355 | 2,555 | |
| 銚田町 | 総人口 | 28,370 | 28,605 | 28,225 | 27,857 | |
| | 0～14歳 | 5,791 | 5,099 | 4,315 | 3,752 | |
| | 15～64歳 | 18,463 | 18,347 | 17,993 | 17,727 | |
| | 65歳以上 | 4,088 | 5,159 | 5,917 | 6,378 | |
| 大洋村 | 総人口 | 10,483 | 10,856 | 11,053 | 11,444 | |
| | 0～14歳 | 1,927 | 1,747 | 1,457 | 1,307 | |
| | 15～64歳 | 6,846 | 6,804 | 6,837 | 6,749 | |
| | 65歳以上 | 1,710 | 2,305 | 2,759 | 3,388 | |
| 合計 | 総人口 | 50,123 | 50,857 | 50,915 | 51,054 | |
| | 0～14歳 | 10,066 | 8,908 | 7,546 | 6,608 | 6,049 |
| | 15～64歳 | 32,469 | 32,357 | 32,338 | 32,125 | 31,013 |
| | 65歳以上 | 7,590 | 9,592 | 11,031 | 12,321 | 13,094 |

図表4 年齢3区分別人口構成比の推移 単位：%

| 区分 | | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 (新市) | |
|-----|--------|------|------|------|------|----------|------|
| 旭村 | 0～14歳 | 20.8 | 18.1 | 15.3 | 13.2 | | |
| | 15～64歳 | 63.5 | 63.2 | 64.5 | 65.1 | | |
| | 65歳以上 | 15.7 | 18.7 | 20.2 | 21.7 | | |
| 銚田町 | 0～14歳 | 20.4 | 17.8 | 15.3 | 13.5 | | |
| | 15～64歳 | 65.2 | 64.2 | 63.7 | 63.6 | | |
| | 65歳以上 | 14.4 | 18.0 | 21.0 | 22.9 | | |
| 大洋村 | 0～14歳 | 18.4 | 16.1 | 13.2 | 11.4 | | |
| | 15～64歳 | 65.3 | 62.7 | 61.8 | 59.0 | | |
| | 65歳以上 | 16.3 | 21.2 | 25.0 | 29.6 | | |
| 合計 | 0～14歳 | 20.0 | 17.5 | 14.8 | 12.9 | | 12.1 |
| | 15～64歳 | 64.8 | 63.6 | 63.5 | 62.9 | | 61.8 |
| | 65歳以上 | 15.2 | 18.9 | 21.7 | 24.1 | | 26.1 |

図表 3.4 資料：国勢調査

図表5 世帯数および1世帯あたり人員の推移 単位：世帯、人

| 区分 | | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 (新市) |
|--------------|-------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 世帯数 | 旭村 | 2,487 | 2,662 | 2,973 | 3,540 | |
| | 銚田町 | 7,121 | 7,426 | 7,731 | 8,457 | |
| | 大洋村 | 2,610 | 3,001 | 3,340 | 3,777 | |
| | 合計 | 12,218 | 13,089 | 14,044 | 15,774 | 16,810 |
| 1世帯あたり 人員 | 旭村 | 4.5 | 4.3 | 3.9 | 3.3 | |
| | 銚田町 | 4.0 | 3.9 | 3.7 | 3.3 | |
| | 大洋村 | 4.0 | 3.6 | 3.3 | 3.0 | |
| | 3町村全体 | 4.1 | 3.9 | 3.6 | 3.2 | 3.0 |

資料：国勢調査

4 産業

○農業・水産業

新市の基幹産業は、第1次産業である農業です。新市は、県内でも農業が盛んであり、第1次産業就業者比率は32.6%で県平均(5.8%)を大きく上回り、県内第1位となっています。また、農業産出額でも県内上位を誇り、さらに茨城県内にとどまらず全国有数の農業地域となっています。

しかし、昨今の農業を取り巻く厳しい状況を反映し、新市でも農業従事者は高齢化や後継者不足で減少傾向にあるため、後継者の育成や確保をはじめ、農産物の高付加価値化を推進しています。

一方、水産業としては、旭地区で汽水湖である涸沼においてヤマトシジミ漁を中心とした漁業が行われています。大洋地区においては、鹿島灘沿岸での海面漁業として、鹿島灘はまぐり、しらす漁等が行われ、北浦での内水面漁業は、わかさぎ、しらうおの曳網漁等を中心とした漁船漁業が行われています。

○工業

新市における工業(第2次産業)の就業者数は、平成12年をピークに年々減少傾向にあります。第2次産業就業者比率は20.4%で県平均28.2%を下回っています。大洋地区では、乳製品菓子製造業と煉瓦製造業が操業し、新市の製造品出荷額等のほぼ半数を占めており、地域経済の柱となっています。鉾田地区では、上山・鉾田工業団地開発に続き、鉾田西部工業団地開発を進めており、工業を地域産業のもうひとつの柱とすることを目指しています。

○商業・観光

日本経済全体のソフト化・サービス化が進んでいるものの、新市における商業・サービス業(第3次産業)の就業者数は減少傾向にあります。第3次産業就業者比率は45.6%で、県平均60.8%を大きく下回っています。個人商店が多く消費動向の多様化への対応に苦慮しており、交流人口の増加による消費の増大や既存商店の再生などを展開しています。

観光は鹿島灘や北浦・涸沼でのレジャー(海水浴、サーフィン、釣りなど)が中心となっています。

【今後の展望】

“新市”の発展に産業振興は不可欠であり、また、地域経済の活性化は生活基盤である就労の場の確保とともに定住化に大きく影響します。

“新市”では、競争力のある農業振興施策の効果的な推進や鉾田西部工業団地開発をステッ

プとした新たな工業振興、自然環境や健康をキーワードにした商業や広域観光の活性化など、産業全体の活性化への積極的な取り組みが求められます。

図表6 産業別就業人口の推移

単位：人

| 区分 | 旭村 | | | 鉾田町 | | | 大洋村 | | |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | H2 | H7 | H12 | H2 | H7 | H12 | H2 | H7 | H12 |
| 就業者数計 | 5,939 | 6,305 | 6,735 | 14,921 | 15,024 | 15,106 | 5,252 | 5,313 | 5,193 |
| 第1次産業 | 3,464 | 3,259 | 3,311 | 5,559 | 4,869 | 4,643 | 1,634 | 1,230 | 1,087 |
| 構成比 | 58.3% | 51.7% | 49.2% | 37.3% | 32.4% | 30.7% | 31.1% | 23.2% | 20.9% |
| 第2次産業 | 846 | 1,034 | 1,175 | 3,178 | 3,429 | 3,550 | 1,647 | 1,777 | 1,716 |
| 構成比 | 14.3% | 16.4% | 17.4% | 21.3% | 22.8% | 23.5% | 31.4% | 33.4% | 33.1% |
| 第3次産業 | 1,629 | 2,012 | 2,249 | 6,184 | 6,726 | 6,913 | 1,971 | 2,306 | 2,390 |
| 構成比 | 27.4% | 31.9% | 33.4% | 41.4% | 44.8% | 45.8% | 37.5% | 43.4% | 46.0% |

| 区分 | 3町村合計 | | | 新市 | |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 |
| 就業者数計 | 26,112 | 26,642 | 27,034 | 26,663 | 25,796 |
| 第1次産業 | 10,657 | 9,358 | 9,041 | 8,736 | 8,534 |
| 構成比 | 40.8% | 35.1% | 33.5% | 32.8% | 33.1% |
| 第2次産業 | 5,671 | 6,240 | 6,441 | 5,829 | 5,340 |
| 構成比 | 21.7% | 23.4% | 23.8% | 21.8% | 20.7% |
| 第3次産業 | 9,784 | 11,044 | 11,552 | 12,098 | 11,922 |
| 構成比 | 37.5% | 41.5% | 42.7% | 45.4% | 46.2% |

資料：国勢調査

図表7 産業別生産額等

| 区分 | 新市 | 対県比率 | 茨城県 |
|--------------|--------|-------|------------|
| 農業産出額（千万円） | 5,393 | 13.5% | 39,884 |
| 製造品出荷額等（百万円） | 52,439 | 0.5% | 10,901,331 |
| 年間商品販売額（百万円） | 60,598 | 0.9% | 6,869,837 |

*農業産出額：平成18年数値、製造品出荷額等：平成25年数値、年間商品販売額：平成18年4月1日から平成19年3月31日の1年間の数値

資料：農業産出額：農林水産統計

製造品出荷額等：工業統計

年間商品販売額：商業統計

図表8 主な地域資源

| 区分 | 新 市 | |
|--------|--|--|
| 名産・特産品 | <ul style="list-style-type: none"> ・メロン ・イチゴ ・トマト ・甘藷（さつまいも） ・みずな ・ごぼう ・にんじん | <ul style="list-style-type: none"> ・パセリ ・ほうれんそう ・だいこん ・みつば ・トルコギキョウ ・えび芋 ・豚（ローズポーク等） |
| 名所 | <ul style="list-style-type: none"> ・厳島神社 ・無量寿寺 ・塔ヶ崎十一面観世音 | <ul style="list-style-type: none"> ・福泉寺 ・大儀寺 |
| 主なイベント | <ul style="list-style-type: none"> ・銚神社祭礼 ・うまかっぺフェスタ ・ほこたマラソン大会 | <ul style="list-style-type: none"> ・花火大会（隔年） |
| 観光スポット | <ul style="list-style-type: none"> ・大竹海岸 ・玉田海岸 ・別所釜海岸 ・京地釜海岸 ・潤沼 ・北浦 ・鹿島灘海浜公園 | <ul style="list-style-type: none"> ・ほっとパーク銚田 ・とっふ・さんて大洋 ・いこいの村潤沼 ・サングリーン旭 ・ファーマーズマーケット なだろう ・さんて旬菜館 |

資料：市調べ

5 都市基盤・生活環境

(1) 土地利用・都市計画

新市の総面積 207.61 km²の主要地目別面積は、農地 102.06 km²、宅地 18.86 km²、山林・原野 51.07 km²、雑種地・その他 35.62 km²です。農地が全体の半分以上を占め、可住地面積（総面積から林野と主要湖沼を除いた面積）は総面積の70%を超えています。

銚田町では平成14年度に「第2次銚田町国土利用計画」を策定、旭村と大洋村でも関係法令との整合を図りながら、国土の総合的かつ長期的な利用に努めてきました。

さらに、3町村ともに全域を都市計画区域に指定し、「都市計画マスタープラン」に基づく市街地の形成や道路をはじめとした都市基盤の整備とともに、宅地開発への適正な指導を行ってきました。また、農業振興地域整備計画に沿って農地の高度利用を図るなど、自然環境と良好な住環境の両立したまちづくりを進めてきました。なお、銚田町では市街地を中心とした288haを都市計画用途地域に指定しています。

【今後の展望】

“新市”では、計画的な土地利用はまちづくりの基盤となる重要な施策であり、各地域の特性を活かしながら、長期的な展望とまちの将来像に即した適切な土地利用を進めるため、一体的な土地利用計画の作成が必要となります。

図表9 主要地目別面積

単位：km²

| 区分 | 総面積 | 田 | 畑 | 宅地 | 山林 | 原野 | 雑種地 | その他 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|
| 新市 | 207.61 | 19.50 | 82.56 | 18.86 | 48.95 | 2.12 | 10.40 | 25.22 |
| 構成比 | 100.0% | 9.4% | 39.8% | 9.1% | 23.6% | 1.0% | 5.0% | 12.1% |

*平成27年1月1日現在

資料：市調べ

(2) 自然環境

大谷川や巴川、鉾田川などの河川と、鹿島灘、涸沼、北浦という水辺空間に恵まれ、地域全体に田園風景が広がる新市は、“人と自然との共生”を目指して平地林の整備や斜面林の保全、森林資源の枯渇防止対策、環境教育の推進など、自然環境の保全と創出に積極的に取り組んでいます。

【今後の展望】

“新市”では、生活排水の適切な処理やリサイクルの推進をはじめ、遊休農地の活用や乱開発の防止、河川・湖沼の水質保全対策、環境に配慮した産業振興、さらには、涸沼のラムサール条約登録に伴い湿地と野生動植物の保全対策など、環境保全への一層の取り組みが求められます。

(3) 道路・公共交通機関

○道路網

新市は、海岸線を南北に縦断する国道 51 号をはじめ、大洋地区と鉾田地区を通る県道茨城鹿島線、鉾田地区と旭地区を通る県道下太田鉾田線、県道鹿田玉造線などで結ばれています。これらの縦軸道路とともに、国道 354 号、県道水戸鉾田佐原線などが横軸道路として補完しあい、地域全体の道路網の骨格を形成しています。

本地域の新たな可能性を広げると期待される東関東自動車道水戸線は、平成 22 年 3 月に茨城空港北 I C から茨城町 J C T が供用開始されており、(仮称) 鉾田 I C から茨城空港北 I C 間の 8.8km については、平成 29 年度の供用開始に向け整備が進められています。また、(仮称) 鉾田 I C へのアクセス道路の整備も進められています。さらには、茨城空港の開港により、空港への主要な関連アクセス(連結)道路の整備も茨城県により進められています。

○公共交通機関

新市を縦断し鹿嶋市と水戸市を結ぶ鹿島臨海鉄道大洗鹿島線(第 3 セクター)が運行しています。また、水戸市・石岡市への路線バス、成田空港や東京駅などへ高速バスが運行していますが、路線バスについては、利用者数が減少しています。なお、鹿島鉄道は平成 19 年 4 月 1 日に廃線となり、代替バスの運行が行われています。また、既存公共交通の廃止に伴う高齢者の移動手段確保のため、平成 19 年 7 月から大洋地区と鉾田地区をデマンドタクシーが運行しています。

【今後の展望】

“新市”では、新市の一体性の確保、住民生活の利便性、地域ポテンシャル（発展可能性）の向上などの観点から、地域内外との連携を向上させる道路・交通体系の充実に向けた積極的な取り組みが求められます。

(4) 上水道・下水道等生活排水処理

○上水道

生活用水（飲料水等）や工業用水については、これまで3町村ともに豊富な地下水を利用してきました。近年の生活様式の都市化や産業振興などの観点から上水道事業を実施しているところです。旭村では平成4年度から簡易水道事業を創設、その後平成12年度から村全域を給水区域とする上水道事業を推進してきました。銚田町では平成5年度から、大洋村においても平成7年度からそれぞれ上水道事業の整備を進めてきました。平成15年度からは鹿行広域水道用水供給事業の受水が3町村で開始され、市の浄水場で作られた水道水とともにより安定した水の供給が確保されました。合併後の平成24年度には市内の配水管布設がほぼ完了し、平成25年度に旧町村で展開していた事業を統合して、市内全域に安全安心な水を供給しています。

○下水道等生活排水処理

生活排水処理のうち下水道事業については、市街地及びその周辺で、平成16年度に事業認可を受け、平成25年度に第1期地区で供用開始し、現在、第2期地区の整備及び接続推進に取り組んでいます。

農業集落排水事業については、平成14年度に青山・美原地区、平成24年度に上島西部地区、平成25年度には舟木Ⅰ期地区で供用開始し、現在、舟木Ⅱ期地区の整備及び接続推進に取り組んでいます。

また、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域以外の市内全域で、浄化槽整備事業により生活環境の改善及び公共用水域の水質保全の推進を図っています。

し尿処理施設については、大洗・銚田・水戸環境衛生組合及び「エコパーク銚田」並びに「大洋サニタリーセンター」の3施設において、それぞれ旭地区、銚田地区、大洋地区のし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っています。

【今後の展望】

“新市”では、生活排水処理体系の確立による適切な環境基盤整備に取り組むとともに、住民の環境意識の向上が求められます。

図表10 生活環境の状況

単位：%

| 区分 | 平成 16 年 3 月末現在 | | | 平成 26 年 3 月末現在 | | |
|--------|----------------|------|------|----------------|------|------|
| | 旭村 | 鉾田町 | 大洋村 | 新市 | 鹿行地域 | 茨城県 |
| 上水道普及率 | 66.2 | 50.8 | 47.5 | 83.3 | 88.0 | 93.6 |
| 下水道普及率 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 4.3 | 35.9 | 59.2 |
| 排水等処理率 | 24.3 | 39.8 | 21.2 | 47.7 | 65.8 | 80.7 |

* 上水道普及率：現在給水人口÷総人口×100。給水人口は上水道、簡易水道及び専用水道の計。
(平成 26 年 3 月末現在)

* 下水道普及率：下水道処理人口÷行政人口×100 (平成 26 年 3 月末現在)

* 排水等処理率：生活排水処理人口÷行政人口×100 (平成 26 年 3 月末現在)

* 行政人口：平成 26 年 3 月末現在住民基本台帳ベースとする。

資料：茨城県統計データ

図表11 し尿処理の状況

| 区分 | 処理計画人口 A(人) | し尿処理人口 B(人) | 年間総排出量 C(kl) | 年間総収集量 D(kl) | 年間総処理量 E(kl) | 自家処理量 F(kl) | 衛生処理率 E+F/C(%) |
|------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|-------------------|
| 新市 | 54,402 | 7,848 | 27,799 | 6,769 | 6,769 | 21,030 | 100.0 |
| 鹿行管内 | 285,888 | 58,369 | 143,552 | 22,768 | 22,768 | 120,784 | 100.0 |
| 茨城県 | 3,040,993 | 431,757 | 1,574,104 | 271,370 | 271,370 | 1,302,734 | 100.0 |

*平成 18 年 3 月末日現在

資料：市町村公共施設の現況

(5) 廃棄物（ごみ）処理

3 町村ともに、豊かな自然環境を次代に継承するための循環型社会を目指し、ごみの減量化、再利用（リサイクル）の推進、不法投棄の防止などを積極的に進めてきました。

廃棄物（ごみ）処理については、旭地区では大洗・鉾田・水戸環境衛生組合によるごみ焼却場及び最終処分場で、鉾田地区及び大洋地区では鉾田クリーンセンターで処理が行われています。

【今後の展望】

“新市”では、一般廃棄物処理について、分別収集やリサイクル等により、ごみ減量化を目指すとともに、既存ごみ処理施設の現状や処理状況を鑑み、新市として一体的な廃棄物処理体制の確立と広域的処理体制の構築に向けた取組みが進められています。

6 保健・医療・福祉

3 町村ともに少子高齢化への対応が重要かつ緊急の課題であり、また、高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援、地域福祉などの充実を図る施策を行ってきました。

“新市”としてみると 3 つの病院がありますが、すべて鉾田地区にあるため地域的な偏重は否めません。また、10 万人あたりの一般診療所数は県平均より低くなっています。

【今後の展望】

“新市”では住民の健康で安心できる暮らしの実現に向けて、高齢者福祉施設の充実、民間活力などによる障害者支援施設の整備、医療機関の拡充（診療科目の増加、総合病院の設置）、適切な保健福祉サービスの提供、そして、合併による区域面積の拡大や関係機関数の増加に対応する連携体制の構築や救急医療体制の充実が求められます。さらに、健康増進施策の一層の推進や地域で支えあう活動の強化への取り組みも重要となります。

図表12 医療施設数の指数（10 万人あたり） 単位：ヶ所

| 区分 | 一般病院数 | 一般診療所数 | 歯科診療所数 |
|------|-------|--------|--------|
| 新市 | 6.20 | 33.09 | 41.36 |
| 鹿行管内 | 4.73 | 41.85 | 40.03 |
| 茨城県 | 5.53 | 58.89 | 47.80 |

*一般病院数÷総人口×100,000（平成 25 年 10 月 1 日現在）

*一般診療所数÷総人口×100,000（平成 25 年 10 月 1 日現在）

*歯科診療所数÷総人口×100,000（平成 25 年 10 月 1 日現在）

資料：茨城県統計データ

図表13 保健・医療・福祉施設の現況

単位：ヶ所

| 区分 | | 平成16年4月現在 | | | | 新市 |
|----|-------------|-----------|-----|-----|----|----|
| | | 旭村 | 銚田町 | 大洋村 | 合計 | |
| 保健 | 保健センター | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 |
| | 健康増進施設 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| | 介護老人保健施設 | 1 | 1 | 0 | 2 | 3 |
| 医療 | 病院 | 0 | 3 | 0 | 3 | 3 |
| | 一般診療所 | 2 | 8 | 3 | 13 | 12 |
| | 歯科診療所 | 4 | 14 | 4 | 22 | 20 |
| 福祉 | 保育所（園） | 1 | 6 | 2 | 9 | 9 |
| | 地域子育て支援センター | 1 | 3 | 1 | 5 | 7 |
| | 児童館 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 保育施設 | 0 | 3 | 0 | 3 | 4 |
| | 特別養護老人ホーム | 1 | 1 | 1 | 3 | 4 |
| | デイサービスセンター | 1 | 3 | 1 | 5 | 17 |
| | 在宅介護支援センター | 1 | 2 | 1 | 4 | 5 |
| | 老人福祉センター | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| | 地域活動支援センター | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 |
| | 療養型医療施設 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| | グループホーム | 1 | 1 | 0 | 2 | 5 |
| | 障害者支援施設 | 3 | 0 | 0 | 3 | 4 |

※新市は、平成26年4月現在

資料：市調べ

7 教育・文化・コミュニティ

3町村ともに情報化、国際化、少子高齢化、週5日制への対応など社会情勢の変化に応じた学校教育と生涯学習の充実を図ってきました。

学校給食については、2つの給食センターで共同調理を実施しています。

地域づくりにおいては、地域文化の創造と継承やスポーツ活動の活性化、人権尊重意識の醸成、男女共同参画社会の推進など、それぞれの地域資源を活用しながら進めています。

【今後の展望】

「銚田市公立学校施設再編計画基本構想（基本計画）」に基づき、新設、改築の優先度、学校の位置関係、統合後における児童の居住分布などを勘案し、新しい学校づくりを推進するとともに、学校給食については、給食センターの調理業務、配送業務を民間委託に向けて検討を行います。

また、住民の主体的な生涯学習（社会教育）活動や文化活動・コミュニティ活動に対する効果的な支援、地域や関係団体等の相互交流、複合的で利活用しやすい芸術文化拠点機能の充実など、意欲的な住民活動を支える環境整備への取り組みも求められます。

図表14 教育・文化施設

単位：ヶ所

| 区分 | 平成16年4月現在 | | | | 新市 |
|------------------|-----------|-----|-----|-----|-----|
| | 旭村 | 銚田町 | 大洋村 | 合計 | |
| 幼稚園 | 1 | 4 | 1 | 6 | 4 |
| 小学校 | 4 | 12 | 4 | 20 | 20 |
| 中学校 | 1 | 2 | 1 | 4 | 4 |
| 給食センター | 1 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 高等学校 | 0 | 3 | 0 | 3 | 3 |
| 公民館 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 |
| 学習等供用施設 | 1 | 10 | 0 | 11 | 11 |
| 図書館 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 運動場 | 1 | 1 | 2 | 4 | 3 |
| 体育館・武道館 | 1 | 1 | 2 | 4 | 4 |
| プール | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 |
| コミュニティセンター・集会所 等 | 37 | 68 | 31 | 136 | 136 |

※新市は、平成26年4月現在

資料：市調べ

8 行財政

○職員数

平成16年4月1日現在の職員数は、3町村合計で508人でしたが、新市の平成26年4月1日現在における職員数は、389人で119人が削減となりました。

図表15 職員数

単位：人

| 区 分 | 平成16年4月1日現在 | | | | 新市 H26.4.1 | |
|--------|-------------|-----|-----|-----|---------------|-----|
| | 旭村 | 銚田町 | 大洋村 | 合計 | | |
| 一般行政 | 議 会 | 2 | 3 | 2 | 7 | 4 |
| | 総 務 | 24 | 49 | 29 | 102 | 72 |
| | 税 務 | 8 | 18 | 8 | 34 | 35 |
| | 民 生 | 6 | 34 | 7 | 47 | 61 |
| | 衛 生 | 8 | 29 | 15 | 52 | 39 |
| | 農 林 | 19 | 30 | 10 | 59 | 34 |
| | 商 工 | 0 | 2 | 1 | 3 | 6 |
| 特別行政 | 土 木 | 8 | 20 | 8 | 36 | 27 |
| 特別行政 | 教 育 | 24 | 68 | 28 | 120 | 66 |
| 普通会計 計 | | 99 | 253 | 108 | 460 | 344 |

| | | | | | | |
|-------|--------|----|----|----|----|----|
| 公営企業等 | 上下水道 | 4 | 9 | 5 | 18 | 19 |
| | 国保・介護等 | 8 | 14 | 8 | 30 | 26 |
| 計 | | 12 | 23 | 13 | 48 | 45 |

*新市は、平成26年4月1日現在

資料：市調べ

○議員数

平成16年4月1日現在の議員条例定数は、3町村合計で56人でした。

平成26年4月1日現在における条例定数は22人となり、34人が定数削減となりました。なお、平成26年2月に、銚田市議会議員の定数を定める条例の一部が改正され、次の選挙から定数が20人となりました。

図表16 議員数

単位：人

| 平成16年4月1日現在 | | | 平成26年4月1日現在 | | |
|-------------|------------|------|-------------|-----------|------|
| 区分 | 任期満了年月日 | 条例定数 | 区分 | 任期満了年月日 | 条例定数 |
| 旭村 | H19. 7. 3 | 18 | 新市 | H27. 7. 3 | 22 |
| 銚田町 | H19. 9. 27 | 22 | | | |
| 大洋村 | H20. 3. 30 | 16 | | | |
| 合計 | | 56 | | | |

*平成26年4月1日現在

資料：市調べ

○財政

経常収支比率は、人件費削減などにより、平成 26 年度には 84.0%と 80%は超えているものの、県内市平均 89.1%を下回っています。財政の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は、地方税や地方交付税などの一般財源が人件費、扶助費、公債費などの経費にどの程度使われているかを示すものであり、この数値が高いほど財政が弾力性に乏しく硬直化していることを表します。

財政力指数は、平成 26 年度で 0.43 です。財政基盤の強さを示す財政力指数は“1”に近づくほど財政に余裕があるとされ、“1”を超えると地方交付税（普通交付税）の不交付団体となります。

公債費の財政負担を示す公債費負担比率は、平成 26 年度で 13.5%と県内市平均の 13.2%を上回っています。財政運営上は、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

住民 1 人当たりの歳出総額は、平成 26 年度で約 45 万円と県平均を上回っています。

このように、本市の財政指標をみると、経常収支比率に改善がみられるものの、公債費負担比率、財政力指数ともに、市税等一般財源に乏しく財政状況が厳しいことを示しています。

また、地方交付税については、合併算定替えの終了に伴い、平成 28 年度以降段階的に削減されます。財政力の弱い新市にとって地方交付税は最大の財源であることから、引き続き、経常経費の節減に努めるとともに、財源確保の取り組みが求められます。

【今後の展望】

“新市”では、地方交付税削減による急激な財政悪化も懸念されるため、持続可能な財政運営に向けた取り組みを早急に進める必要があることから、行財政改革を強力に推進し、経費節減と事務事業の合理化・効率化、受益者負担の適正化などに努めることが求められます。

図表17 財政指標

| 区分 | | 平成 12 年度 | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 26 年度 (新市) |
|-------------------------------|---------------|----------|----------|----------|----------|------------------|
| 経常収支比率 (単位：%) | 旭村 | 81.2 | 82.5 | 89.1 | 86.7 | 84.0 |
| | 銚田町 | 80.5 | 84.8 | 87.0 | 88.8 | |
| | 大洋村 | 79.6 | 87.8 | 88.6 | 87.8 | |
| | 県内町村 (市)平均 | 80.4 | 81.9 | 85.6 | 85.5 | 89.1 |
| 財政力指数 | 旭村 | 0.33 | 0.34 | 0.36 | 0.38 | 0.43 |
| | 銚田町 | 0.41 | 0.41 | 0.42 | 0.43 | |
| | 大洋村 | 0.37 | 0.37 | 0.39 | 0.41 | |
| | 県内町村 (市)平均 | 0.49 | 0.49 | 0.50 | 0.52 | 0.71 |
| 公債費負担比率 (単位：%) | 旭村 | 8.6 | 8.3 | 7.9 | 8.4 | 13.5 |
| | 銚田町 | 13.2 | 13.7 | 14.8 | 16.2 | |
| | 大洋村 | 9.6 | 9.5 | 10.0 | 11.6 | |
| | 県内町村 (市)平均 | 12.2 | 12.2 | 12.7 | 12.6 | 13.2 |
| 住民 1 人当たりの 歳出総額 (単位：千円) | 旭村 | 382.85 | 432.84 | 386.37 | 434.52 | 454.68 |
| | 銚田町 | 303.11 | 330.70 | 328.77 | 320.67 | |
| | 大洋村 | 383.75 | 411.42 | 389.81 | 362.98 | |
| | 県平均 | 322.23 | 326.75 | 319.63 | 315.90 | 376.07 |

資料：市決算統計

9 茨城県総合計画（改定）「いきいき いばらき生活大県プラン」の概要

茨城県総合計画（改定）「いきいき いばらき生活大県プラン」は、平成23年度から平成27年度までの5年間における県政運営の指針となるものです。

ここでは「みんなで創る 人が輝く元気で住みよい いばらき」を基本理念とし、「高齢者いきいき生涯現役プロジェクト」、「社会全体で取り組む子育て支援プロジェクト」、「いばらき農業成長産業化プロジェクト」など12の生活大県プロジェクトを掲げ、県民一人ひとりが、質の高い生活環境のもとで安全、安心、快適に暮らすことができる「生活大県」を目指しております。

また、鉾田市が位置する鹿行ゾーンの地域づくりの方向としては、「首都圏の食を支える食料供給基地の形成」、「競争力のある工業地帯の形成と生活環境の整備」、「自然環境とスポーツを活かした魅力ある観光交流空間の形成」を推進することが求められています。

第3章 住民意向と合併の意義

1 将来人口推計

わが国の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所において平成25年3月に公表した推計に基づく、平成22年に1億2,805万7千人であった総人口は、長期にわたって減少が続き、平成37年には1億2,065万9千人となり、平成52年には1億727万6千人になると予想されています。

また、老年人口割合は、平成22年の23.0%から、平成25年には25.1%になり、国民4人に1人を上回り、平成37年には30.3%、平成52年には36.1%に増加し、国民3人に1人を上回ると予想されています。

茨城県は平成23年4月に策定し、平成24年3月に改定した総合計画の中で将来人口は、つくばエクスプレス沿線などを中心に、一定の人口定着が見込まれるが、県全体としては、少子高齢化の影響により人口の自然減少が進むことから、平成32年には概ね285万人になるものと見込んでいます。

より長期的には、高齢化が一層進行し、75歳以上の人口割合が高まっていくことから、人口の自然減少が急激に進み、平成47年には概ね245万人から255万人程度になるものと見込んでいます。

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成22年に5万156人であった人口が、平成32年には4万6,645人、本計画期間の最終年度である平成37年には4万4,557人になり、約5,600人が減少するものと見込まれています。

また、地方創生に関わるアンケート調査結果をもとに、国が示す希望出生率の算出方法を準用し、算出された本市の希望出生率に基づき、出生率の引上げによる自然動態の改善を仮定し将来人口を推計すると、平成32年には4万7,050人、本計画期間の最終年度である平成37年には4万5,367人になり、約4,800人が減少するものと見込まれています。

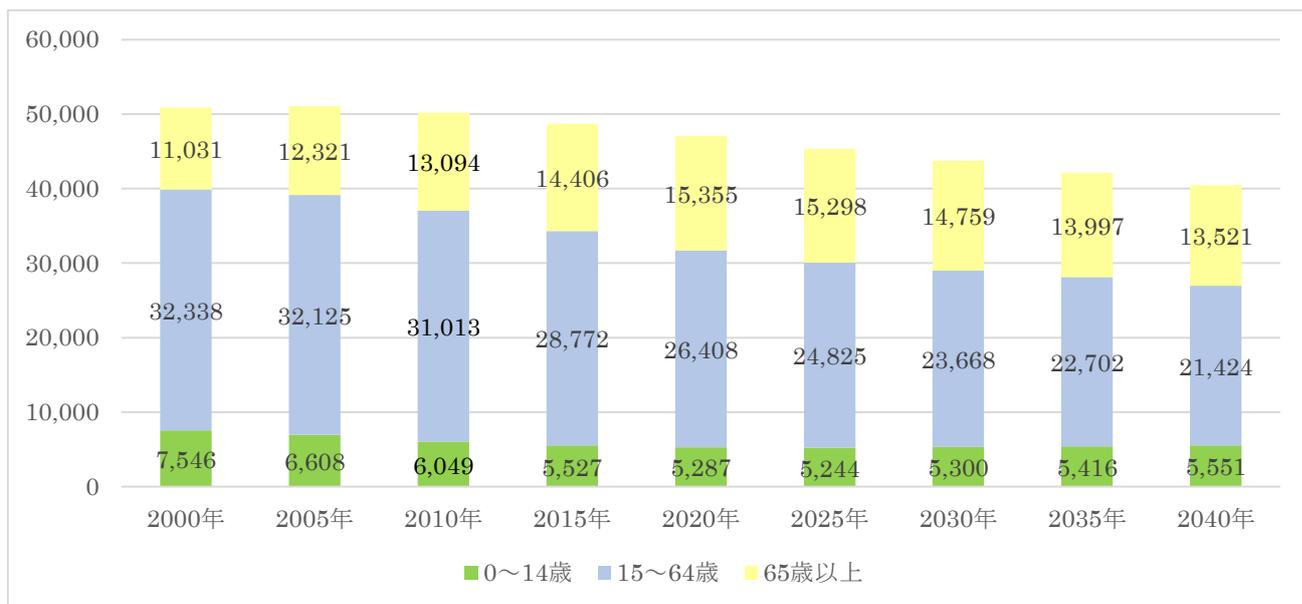
平成37年と平成22年の年齢構造を比較すると、年少人口（0～14歳）は0.5ポイント減の11.6%、生産年齢人口（15～64歳）は7.1ポイント減の54.7%、高齢者人口（65歳以上）は7.6ポイント増の33.7%となるなど、少子高齢化が一段と進み、約3人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えると予測されます。

さらに長期的にみると、平成57年には3万8,838人まで減少し、4万人を割り込むものと予測されています。

【人口推計方法】

- 自然増減：若い世帯の出産の希望を実現し、2035年までに「希望出生率」である1.95まで改善するものとし、その後の2040年までに人口置換水準である2.07まで改善するものとして推計。
- 社会増減：社会保障人口問題研究所の推計に準拠し、人口減少とともに年々縮小していくものとして推計。

図表18 新市の将来人口推計



| | | 人口 (単位: 人) | | | | | |
|-----|--------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 平成 12 年 (2000) | 平成 17 年 (2005) | 平成 22 年 (2010) | 平成 27 年 (2015) | 平成 32 年 (2020) | 平成 37 年 (2025) |
| 旭村 | 総人口 | 11,637 | 11,753 | | | | |
| | 0～14歳 | 1,774 | 1,549 | | | | |
| | 15～64歳 | 7,508 | 7,649 | | | | |
| | 65歳以上 | 2,355 | 2,555 | | | | |
| 鉾田町 | 総人口 | 28,225 | 27,857 | | | | |
| | 0～14歳 | 4,315 | 3,752 | | | | |
| | 15～64歳 | 17,993 | 17,727 | | | | |
| | 65歳以上 | 5,917 | 6,378 | | | | |
| 大洋村 | 総人口 | 11,053 | 11,444 | | | | |
| | 0～14歳 | 1,457 | 1,307 | | | | |
| | 15～64歳 | 6,837 | 6,749 | | | | |
| | 65歳以上 | 2,759 | 3,388 | | | | |
| 合計 | 総人口 | 50,915 | 51,054 | 51,156 | 48,705 | 47,050 | 45,367 |
| | 0～14歳 | 7,546 | 6,608 | 6,049 | 5,527 | 5,287 | 5,244 |
| | 15～64歳 | 32,338 | 32,125 | 31,013 | 28,772 | 26,408 | 24,825 |
| | 65歳以上 | 11,031 | 12,321 | 13,094 | 14,406 | 15,355 | 15,298 |

| 区分 | | 人口割合 (単位：%) | | | | | |
|-----|---------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | 平成 12 年 (2000) | 平成 17 年 (2005) | 平成 22 年 (2010) | 平成 27 年 (2015) | 平成 32 年 (2020) | 平成 37 年 (2025) |
| 旭村 | 0～14 歳 | 15.3 | 13.2 | | | | |
| | 15～64 歳 | 64.5 | 65.1 | | | | |
| | 65 歳以上 | 20.2 | 21.7 | | | | |
| 鉾田町 | 0～14 歳 | 15.3 | 13.5 | | | | |
| | 15～64 歳 | 63.7 | 63.6 | | | | |
| | 65 歳以上 | 21.0 | 22.9 | | | | |
| 大洋村 | 0～14 歳 | 13.2 | 11.4 | | | | |
| | 15～64 歳 | 61.8 | 59.0 | | | | |
| | 65 歳以上 | 25.0 | 29.6 | | | | |
| 合計 | 0～14 歳 | 14.8 | 12.9 | 12.1 | 11.3 | 11.3 | 11.6 |
| | 15～64 歳 | 63.5 | 62.9 | 61.8 | 59.1 | 56.1 | 54.7 |
| | 65 歳以上 | 21.7 | 24.1 | 26.1 | 29.6 | 32.6 | 33.7 |

(国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に本市の希望出生率を考慮し算出)

2 住民意識

本計画策定にあたって「新しいまちづくりに関する住民意向調査」（以下「アンケート」という。）を実施し、地域の満足度や合併に対する意見などをうかがいました。

ここでは、その調査結果から住民意識と傾向をまとめます。

(1) 地域の満足度と新市の重点施策・事業

地域の満足度（図表 19）について、「下水道の整備」を除き、各項目とも『普通』が最も高いという結果です。その中で『満足』（満足+やや満足）が比較的高い項目は「ごみ収集サービス」「消防・防災体制」「保健サービス」です。一方、5割以上の方が『不満』（不満+やや不満）と感じている項目は「下水道の整備」「鉄道・バスなどの交通機関」「医療」といった生活環境に関連する項目です。

さらに、新市に望む重点施策・事業（図表 20）については、「医療の充実」「下水道の整備」「幹線道路や生活道路の整備」を上位に挙げています。

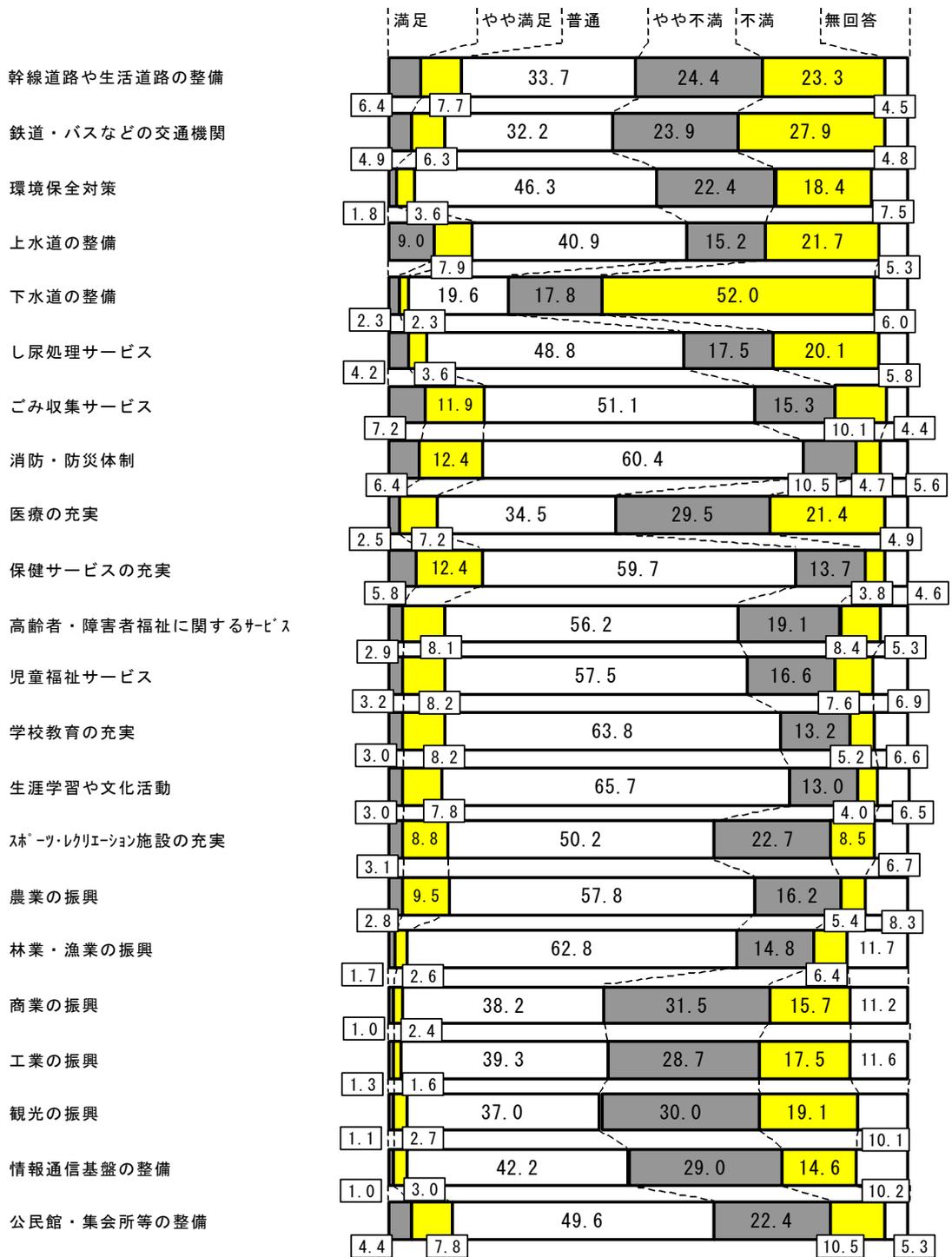


アンケート結果から、『環境・安全・保健・教育・農業』といった分野に関しては“普通以上”と感じ、特に『環境・安全・保健』はある程度満足していることがわかります。

一方、不満な点と新市に望む重点施策・事業がおおむね一致しており、現在『不満』と感じている分野の解消に向けた事業推進を新市に期待していることから、3町村合併を契機に、下水道や交通環境（道路・公共交通）といった生活環境基盤の整備とともに、医療環境の充実や商業・観光の振興も合わせて『快適・安心・活気』をもたらすまちづくりを求めています。

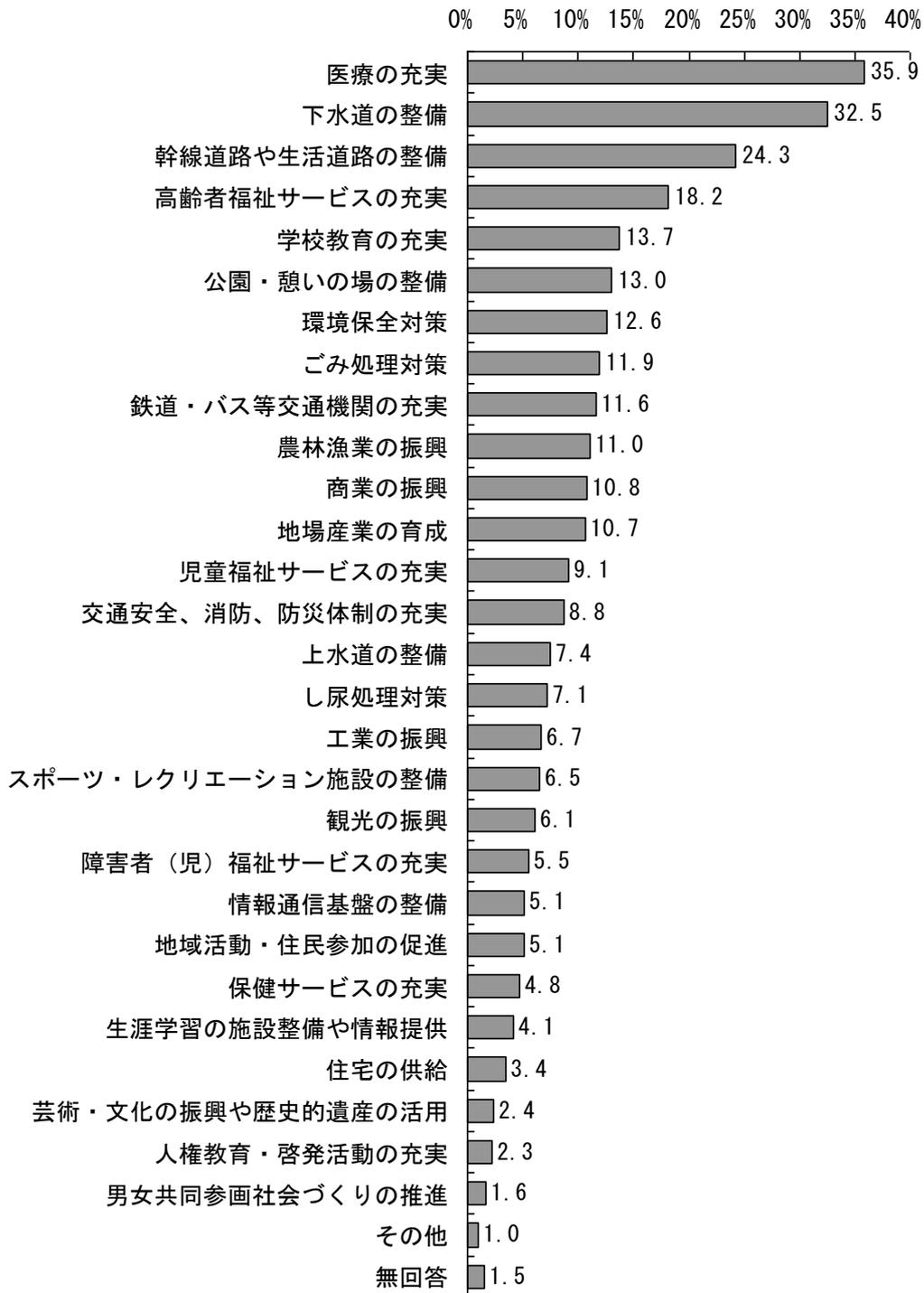
図表19 地域の満足度

単位：%



図表20 新市に望む重点施策・事業

単位：%



(2) 3町村合併（新市）で期待すること・心配すること

3町村合併で期待する項目（図表 21）は、「財政基盤を強化し、効率的な行政を進める」「3町村の特色を活かしたまちづくりをする」「合併後、これまでにない施設の建設をする」の3つが高くなっています。一方、合併で心配する項目（図表 22）は、「公共料金や税金が高くなり、住民の負担が増える」「規模が拡大し、住民の声が行政に届きにくくなる」の2つが特に高くなっています。

町村別にみると、旭村と大洋村の住民に「役所が遠くなり、不便になる」ことを心配する意識が比較的強いことがわかります。

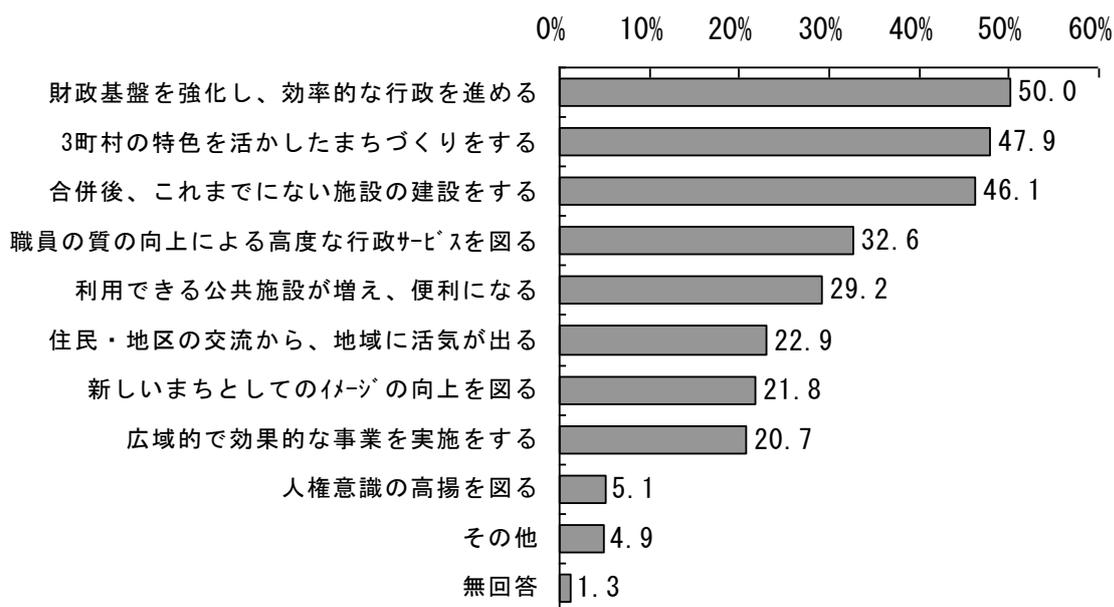


アンケート結果からは、3町村の合併に際し住民負担が増えないよう、そして役所の利便性が損なわれないよう、「行財政の着実な改革」の推進を期待しているといえます。

さらに3町村合併を契機に、これまで築き上げてきた「それぞれの地域が持つ個性」を十分に活かしたまちづくりを進めること、そして新たな事業の展開を期待していることがわかります。

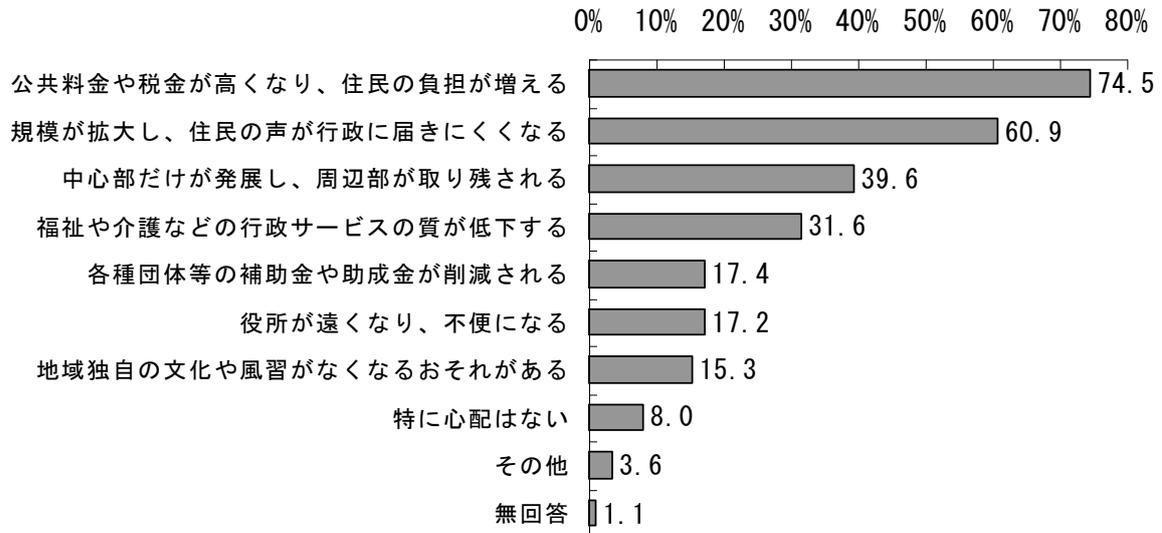
図表21 合併への期待

単位：%



図表22 合併への不安

単位：%



(3) 新市が目指すべきまちのイメージ

新市のイメージ（図表 23）については、「自然」「たすけあい」「思いやり」「ゆたかさ」といった項目が比較的高くなっています。

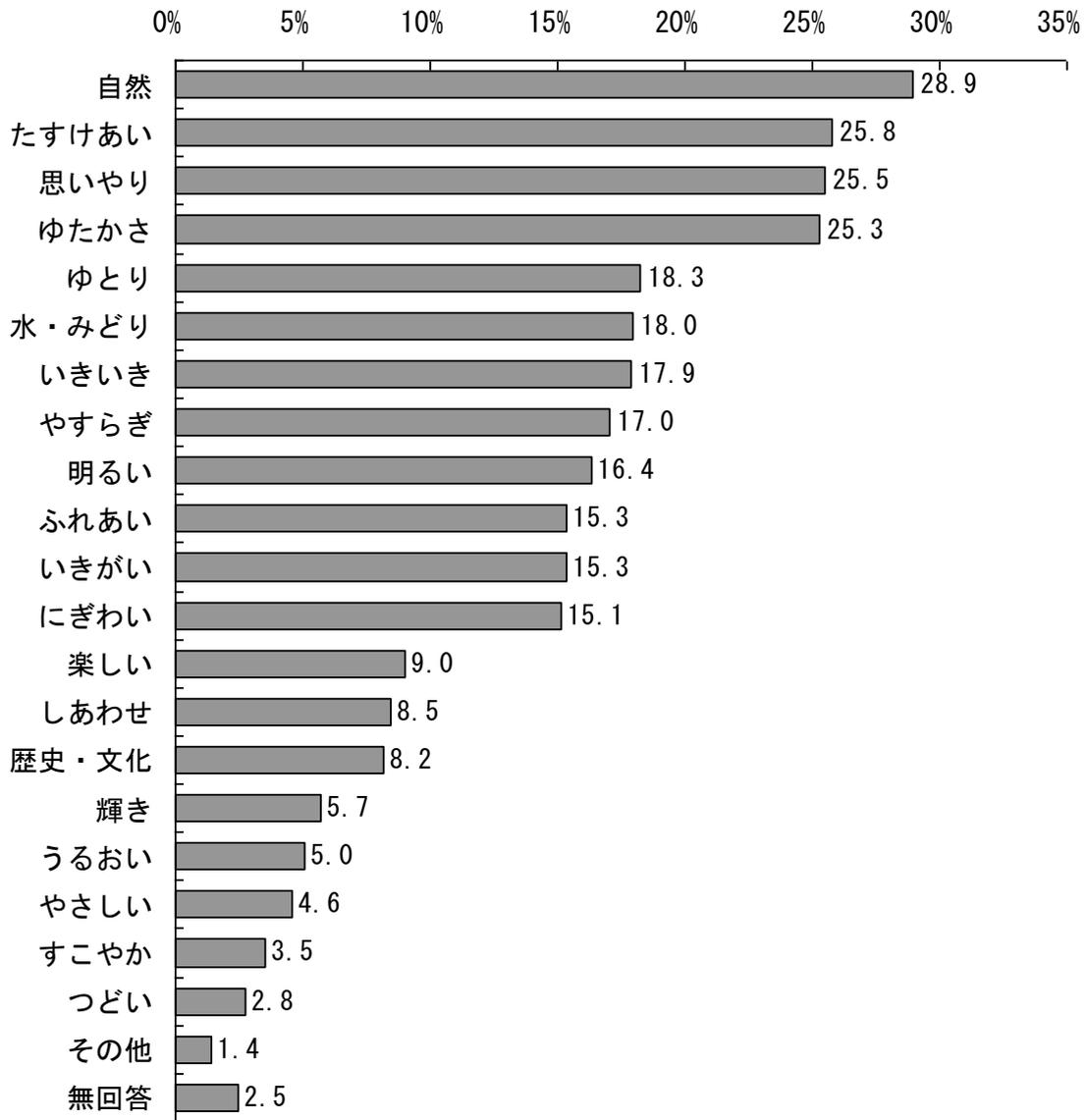
年代別にみると、「自然」はすべての年代で上位に入っています。60代以上は「たすけあい」「思いやり」を重視する傾向が強く、10・20代は「にぎわい」を他の年代よりも求めていることがわかります。



アンケート結果から、住民は「自然」の豊かさや恵みを地域全体のイメージとして捉えています。それに加えて、「たすけあい」や「思いやり」を大切にした“心のゆたかさ”が広がっている、そんな“あたたかなまち”をイメージしています。

図表23 新市のイメージ

単位：%



3 合併の意義

それぞれのまちづくりの現状と課題、住民意向などを踏まえ、3 町村合併の意義を次の 3 つにまとめます。

合併意義 その1

将来を見据えた行財政改革を実行する “絶好のチャンス(機会)”

国は本格的な地方分権社会を推進するため、“地方にできることは地方に”を合言葉に、三位一体の改革を進めています。そして、国庫補助金や地方交付税などの削減と税源移譲を柱に、地域（市町村）の自立と自己責任を強く求めています。一方、3 町村の住民も、従来の体制を抜本的に見直すことになる合併を契機に、効率的な行財政運営に向けた積極的な取り組みを期待しています。

こうした背景から 3 町村の合併では、国や県からの合併に伴う財政支援措置（特例債等）の活用、行政組織のスリム化や事務事業の効率化に伴う経費の削減、議員数の削減などによる財政基盤の強化を可能にします。これらによって生活環境基盤の整備や福祉・教育・地域づくりなど、将来を見据えて拡充が必要とされる分野への積極的な事業展開や行政組織の再編による推進体制の強化といったことも可能にします。

3 町村の合併は、いわば将来的な発展を見据えた行財政改革を実行する、“絶好のチャンス(機会)”になると考えることができます。

合併意義 その2

3 つの個性の相乗効果を発揮し、新しい個性を創造する

人口減少、少子高齢化、高度情報化、環境共生、国際化、生活様式の多様化といった時代潮流の中、全国の市町村では“ずっと暮らしていきたい”“このまちで暮らしたい”と思われるような地域の特色を活かすまちづくりに取り組んでいます。

こうした観点から 3 町村の特長をみると、旭村と鉾田町は「全国有数の農業生産地」として、大洋村は「健康づくりの先進地」として知られるなど、それぞれ他にはない確固たる個性を持っているといえます。

3 町村の合併では、それぞれの持つ地域の特長を個性として伸ばしつつ、3 つの個性の相乗効果による新しい個性を創造することが可能です。それは少子高齢化や世界的な食糧危機が不安視される 21 世紀において、「食」と「健康」そして「自然環境」という地域の特長を最大限に活かし、人々が生きていく上で欠かすことのできない「食 (=いのち)」と「健康 (=くらし)」を支える先進地としての地位を確立することと考えています。

合併意義 その3

“住民を中心とした 21 世紀型のまちづくり” へのステップアップ

21 世紀を迎えた今日、国と地方の関係は従来の「中央集権」から、住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移す「地方分権」の時代となりました。そして地方自治権の拡大に伴い、地域（市町村）の創意工夫と自己責任が強く求められるようになりました。そのためには“行政主体のまちづくり”から“住民との協働によるまちづくり”へ、そして“住民と地域を主体とするまちづくり”へと、住民の意識やまちづくりの体制も変化していくことが必要とされます。

こうした背景から 3 町村合併を契機に、広大な面積を有することを踏まえて、各地区それぞれに住民を主体とする活発な地域づくりを進めることが望まれます。そして活発な活動を進める地域同士の交流と連携によりさらに地域が活性化されるなど、まち全体の活性化が図られるような“住民を中心とした 21 世紀型のまちづくり”へのステップアップが期待されます。

第4章 まちづくりの基本方針

1 新市の将来像

次々と生みだされる新しい技術によって生活を経済的に豊かにしてきた 20 世紀は終わり、経済優先の「物の豊かさ」では得られない「心の豊かさ」を求める 21 世紀が幕を開けました。また、21 世紀は地球規模で自然環境の保全が最優先される『環境の世紀』とも呼ばれ、あらゆる面で環境との共生を実践する生活のあり方、いわば環境共生型社会の実現が求められています。この「心の豊かさ」と「環境共生」は人が生きていく上で、また、これからの社会において、最も尊重しなければならない命題といえます。

少子高齢化の進行や本格的な地方分権時代を迎えた 3 町村は、地域の多彩な魅力にさらに磨きをかけながら、「心の豊かさ」と「環境共生」が求められるこの 21 世紀に向けて新たな一歩を踏み出します。新市の目指す将来像を次のように表現します。

新市の将来像

「いのち」と「暮らし」の先進都市

～自然を尊び、農を誇り、喜びを生みだす 21 世紀のまち 銚田～

3 町村合併で誕生する新市は、「心の豊かさ」と「環境共生」が求められる時代に向けて、『「いのち」（＝食、農業）と「暮らし」（＝健康、環境）の先進都市』を標榜し、市民一人ひとりが尊い財産である豊かな「大地」を慈しみ、人や自然の生命と暮らしを支える「農」の持つ多面的な力を発揮し、2 代先、3 代先まで心身ともに健康に暮らすことのできるまちづくりを進めます。そして、「心の豊かさ」を実感する暮らしと「環境との共生」を実現する『自然を尊び、農を誇り、喜びを生みだす 21 世紀のまち』を目指します。

『自然を尊び、農を誇り、喜びを生みだす 21 世紀のまち』とは、新市のまちづくりにおける次のような考え方（理念）を表しています。

自然を尊び

人が創造することのできない水や緑、そして果実や野菜からも自然と生きる喜びを感じとり、生命を育む尊い自然に感謝する心と、環境と共生する暮らしの英知を次代に継承する、自然との調和を大切にするという理念

農を誇り

生命の源である「食」を担う農業の重要性を認識するとともに、活力ある産業として、人間形成の場として、心豊かな暮らしの基盤として、あらゆる分野でその“農力”（農業の持つ多面的な力）を発揮し、社会に貢献するという理念

喜びを生み出す

地域ごとの歴史と伝統を大切にしながら、市民同士、地域同士、そして市民と行政が、お互いの力を合わせて支えあうこと＝協働＝を通して、人生のさまざまな“喜び”を生み出すという理念

21 世紀のまち

時代が求める命題に対応しつつ、新市の特長を活かし、地域の財産に磨きをかけながらまちの個性を高め、21 世紀を通じて持続的に発展するまちを創造するという理念

2 新しいまちづくりの視点

将来像を実現するため、3つのまちづくりの視点を基本として、5つのまちづくりの目標を掲げます。

まちづくりの視点

地域の個性を活かす

築き上げた地域の「財産」をさらに磨き、市民同士の共感と共鳴の下、まちの個性を高める視点

市民との協働

市民と行政の信頼関係を築き、“協働”による施策や事業の推進に取り組む視点

環境との共生

新市に関わる全ての人と全ての活動において、環境との共生を念頭に取り組む視点

まちづくりの目標

目標1 一人ひとりの健康と安心を地域で支える環境づくり（保健・医療・福祉）

目標2 次代の農業を中心とした力強い地域経済の構築（産業振興）

目標3 快適と安全を備えた“自然を感じる”暮らしの実現（生活環境・都市基盤・地域安全）

目標4 「郷土を愛する豊かな心」の継承（教育・文化・交流）

目標5 市民を主役とする協働のまちづくりの推進（人権・参画・協働・行財政）

3 新しいまちづくりの目標

目標 1

一人ひとりの健康と安心を地域で支える環境づくり

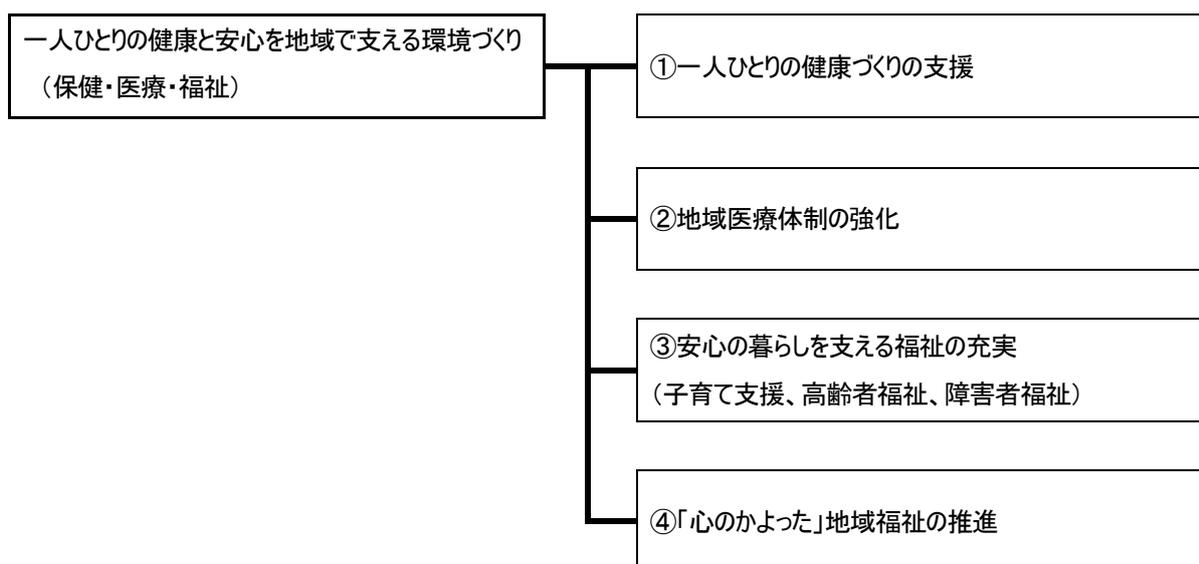
(保健・医療・福祉)

少子高齢化が進行する中で新市は、市民の生涯にわたる健康を支える環境づくりに積極的に取り組みます。

これまで培ってきた「健康づくりの先進地」としてのノウハウや「食」による健康づくりなど地域の特色を活かし、子どもからお年寄りまで、それぞれの世代に相応しい新たな健康増進活動を全地域で展開します。さらに、市内外の医療機関との連携強化による医療環境の向上、健康増進施設の整備と機能充実、そして市民の生きがいにつながる多様な活動の促進など、一人ひとりの生涯にわたる健康と安心を支えるための環境づくりに取り組みます。

地域の中でお互いを支えあう気質を活かした「心のかよった」支援を中心として、社会福祉協議会やボランティア団体をはじめとする関係機関の連携・協力の下に、“温かい地域”の中で子どもからお年寄りまで、安心して暮らすことのできるまちを目指します。

【施策体系】



目標 2

次代の農業を中心とした力強い地域経済の構築

(産業振興)

市場原理による競争があらゆる分野において激化する時代において、市民の英知と努力を結集し、将来にわたり発展する力強い地域経済の基盤を構築します。

主力農産物であるメロンの連作障害に伴う品質低下は農業問題にとどまらず、農業を基幹産業とする新市の根幹に関わる問題です。

こうした課題を抱える農業振興は、将来について長期的な展望に立ち、輪作や緑肥作物の導入、耕畜連携による有機物堆肥（バイオマス）の普及を図り、地域が元来持っていた“良質な土”の再生による「地域資源循環型農業の先進地」を目指します。

その上で、トレーサビリティシステム*の全市的な展開による「安心・安全・美味しい」農畜産物の高品質化、県や民間企業の協力による品種の改良、そして、生産量の安定化と販路の拡大に取り組み、全国有数の農業生産地同士が合併するスケールメリットを活かした『市場競争力の向上＝産地のブランド化』を図ります。さらに、農業者や関係機関と協働して農業の持つ多面的な魅力を最大限に活用し、生産意欲の向上や後継者の確保・育成に結びつく農業経営の安定化を図ります。

水産業については、水産資源の維持・培養を図るとともに、漁場環境の保全に努めます。

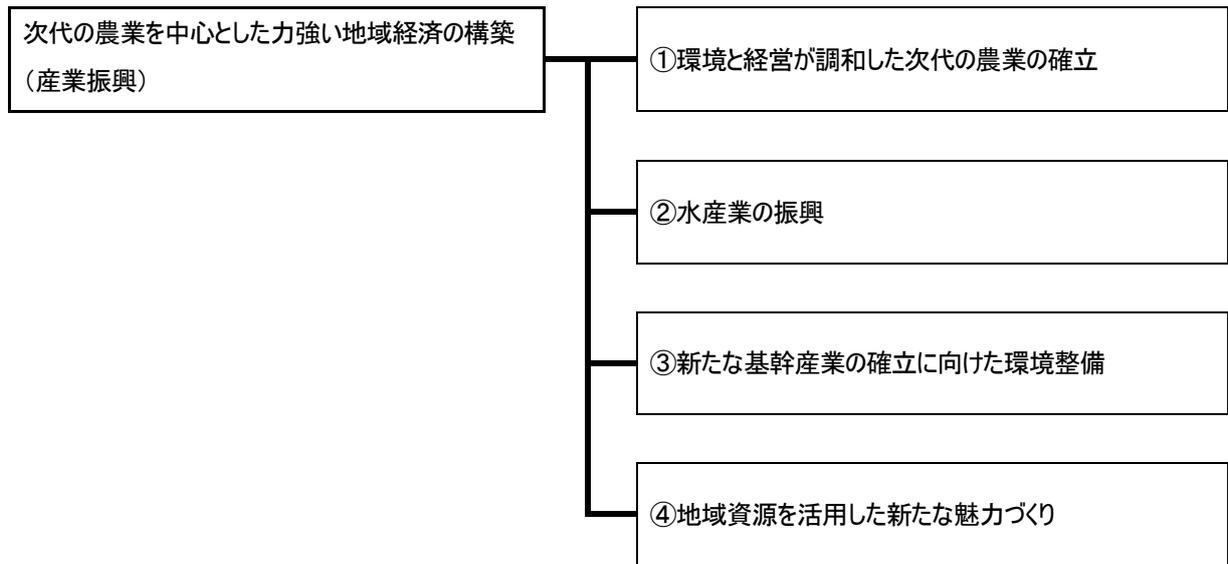
工業については、産業のもうひとつの柱に成長するよう、銚田西部工業団地への企業立地を促進するなど、早期の環境整備を目指します。

商業については、経営環境向上への支援を行い、新たな事業展開や産業同士の連携促進など商業振興の環境づくりを進めます。

観光については、地域特性である自然・農環境・歴史・文化・海・湖など、新市の多彩な地域資源を活用し、交流人口の拡大とともに幅広い世代に訴求する新しい魅力づくりに取り組みます。

*トレーサビリティシステム；生産物の履歴を追跡できる仕組み。

【施策体系】



目標 3

快適と安全を備えた“自然を感じる”暮らしの実現

(生活環境・都市基盤・地域安全)

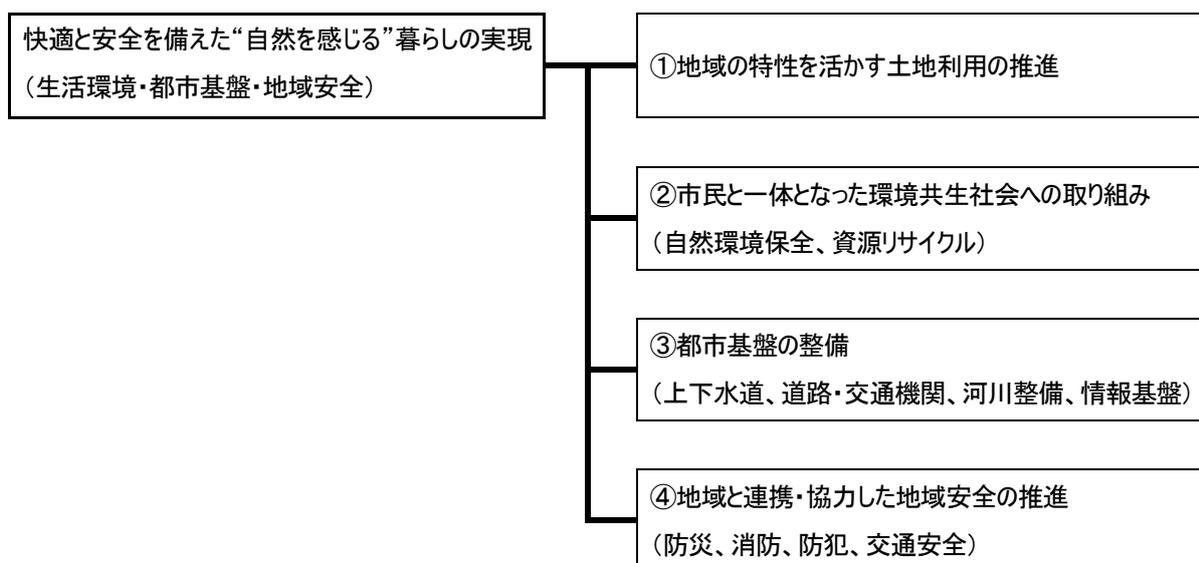
快適で文化的な生活と自然環境との調和に向けて、地域特性と長期的な展望に即した土地利用の下に、水と緑のネットワークの形成、地域バランスを考慮した上下水道の着実な整備、資源リサイクルやごみ処理体制の構築を進め、全市的な環境共生社会の実現を目指します。

広大な面積を有する新市全体の利便性と居住性の向上に向けて、幹線道路や生活道路の整備を推進するとともに、本格的な少子高齢社会における新たな公共交通体系の構築、高度情報社会に不可欠な情報基盤の整備を推進します。

さらに、地域安全の確保は全市民の願いであることから、台風や地震などの自然災害や原子力災害に備え、地域と連携・協力した防災体制を再構築します。また、事件・事故を未然に防止するため、地域と一体となった防犯活動や交通事故防止対策を展開し、地域の防犯力を高め、市民の生命と財産を守る安全で安心できるまちづくりを一層推進します。

これらの着実な取り組みによって、新市は将来にわたる恵まれた自然環境の継承とともに、快適性と利便性を兼ね備えた定住環境の実現を目指します。

【施策体系】



目標 4

「郷土を愛する豊かな心」の継承

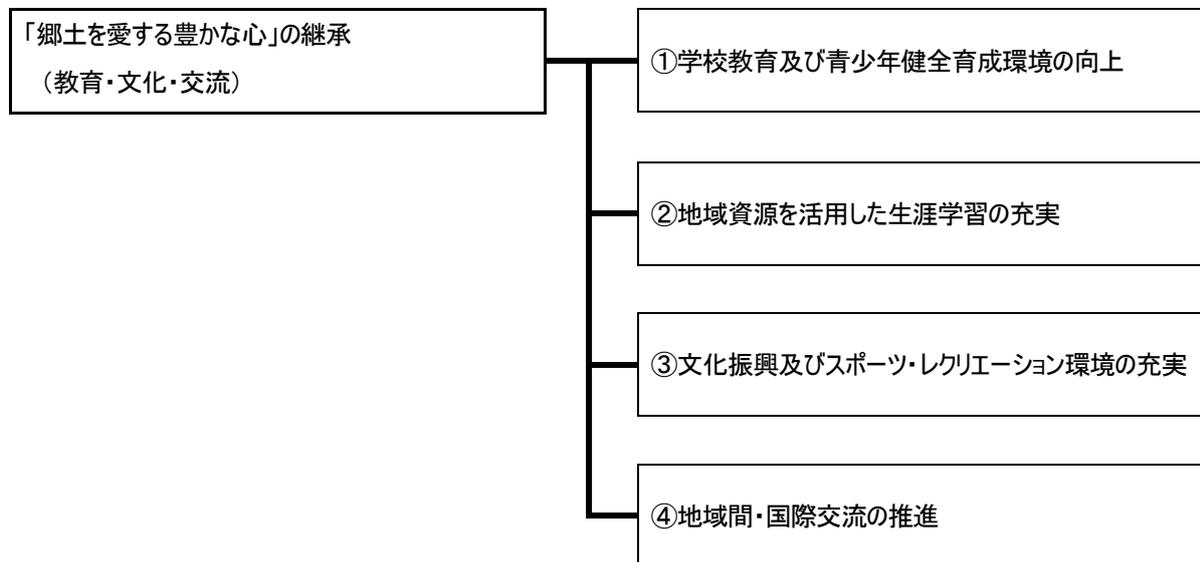
(教育・文化・交流)

“人づくり”は“まちづくり”の基盤です。新しいまちづくりでは一人ひとりに備わっている「郷土を愛する豊かな心」がいつまでも受け継がれるよう取り組みます。

新市では新しい教育理念の下、豊かな自然環境や先人が築き上げてきた歴史・伝統など地域資源を最大限に活用し、子ども達が郷土を愛する心を持ち続けながら、次代を担う人材に成長する“教育立市”を目指します。

青年期から高齢期にかけては、市民の学習意欲を満たすよう、多様なプログラムと施設・機能のネットワーク化による生涯学習環境の向上を図ります。さらに、市民の知恵や技術を活かすボランティアや地域活動、活発な文化・芸術・スポーツ活動、そして世代・地域・国を越えた多彩な交流活動を通して、将来のまちを支える一員として個性と能力を発揮できるような環境づくりを進めます。

【施策体系】



目標 5

市民を主役とする協働のまちづくりの推進

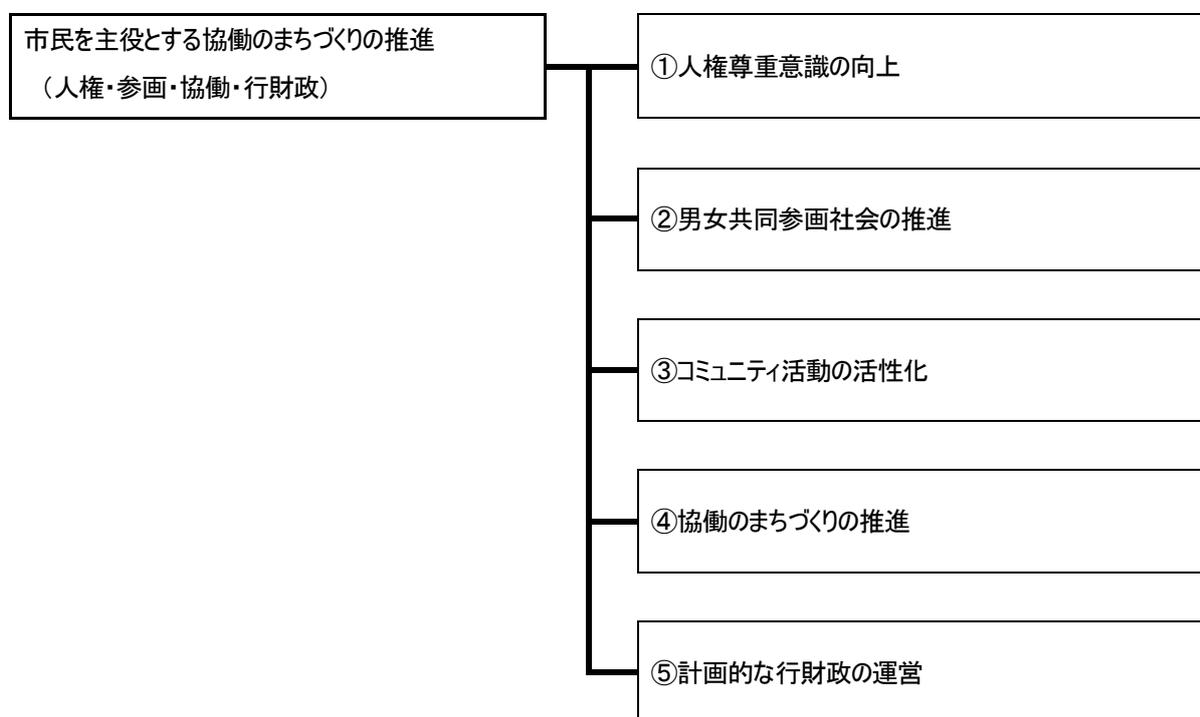
(人権・参画・協働・行財政)

新市のまちづくりの主役は、市民です。

市民が性別や年齢にかかわらず、あらゆる活動に積極的に参加するよう、人権尊重を前提とした男女共同参画社会の形成を積極的に進めるとともに、各地域の自治組織、ボランティア、NPO（民間非営利組織）などの地域活動・自主活動を支援します。こうした主体的な市民活動を基盤に、全ての分野において市民一人ひとりの意欲と能力を発揮できる仕組みを構築し、市民と行政の信頼によるパートナーシップ（協働）のまちづくりを目指します。

新市の行財政運営は、新市発展を図る適切な施策を推進しつつ、合併効果を最大限に発揮する行政組織の効率化と同時に、計画的な行財政運営による財政基盤の健全化を図り、自立する都市としての基盤を強化します。

【施策体系】

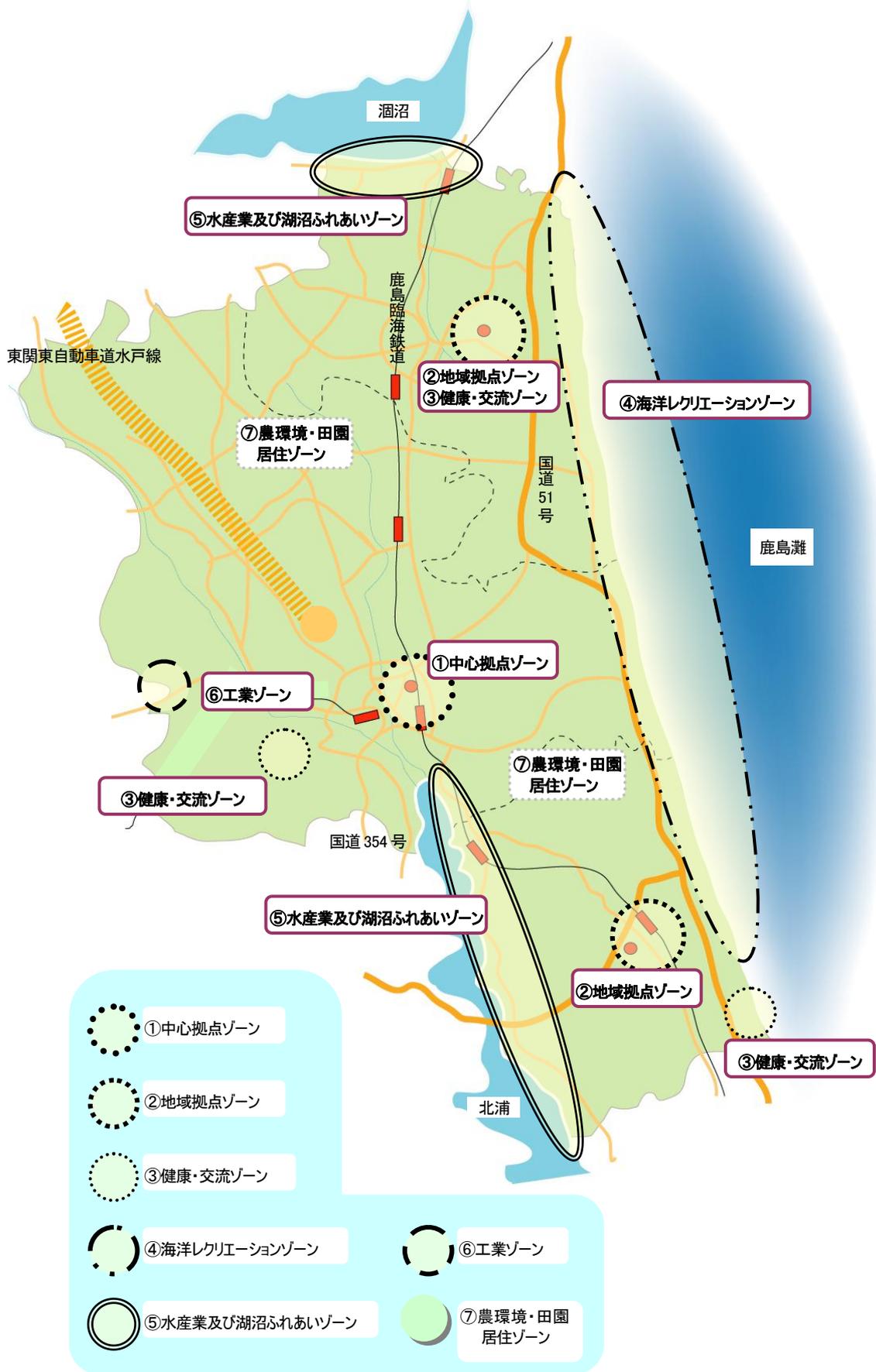


4 地域別整備方針

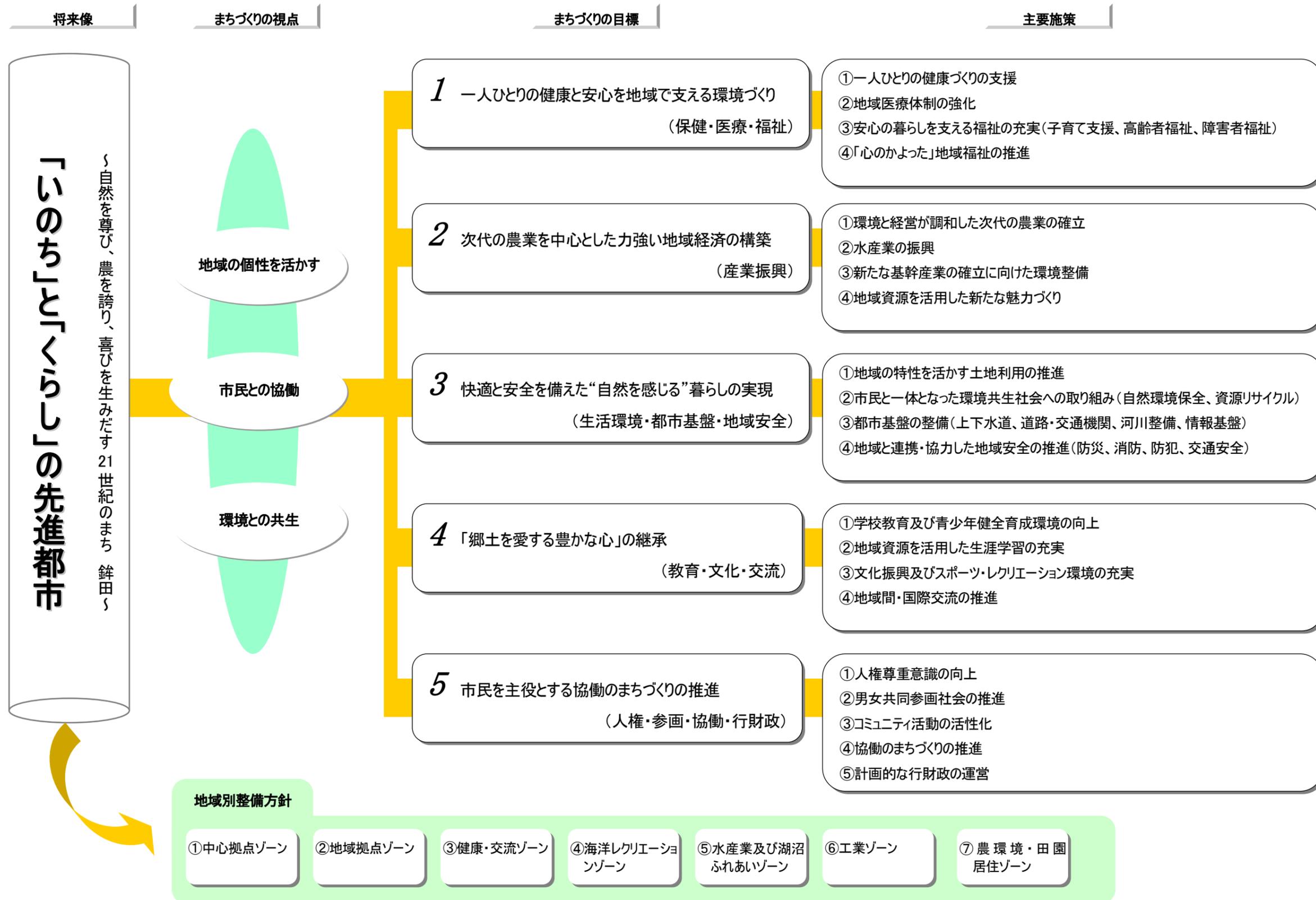
豊かな自然環境と快適な生活空間の創造、そして新市全体の均衡ある発展を目指し、地域特性を踏まえた地域別整備方針を定めます。

| | |
|-----------------|--|
| ①中心拠点ゾーン | 本庁舎が位置する現在の銚田市役所周辺は、新市の行政拠点に相応した機能を備えるとともに、新市全体の中心市街地として交流機能の充実を図る。 |
| ②地域拠点ゾーン | 支所を配置する現在の旭総合支所・大洋総合支所周辺は、地域へのきめ細かい行政サービスを担う機能を備え、かつ地域の交流拠点としての機能充実を図る。 |
| ③健康・交流ゾーン | 旭スポーツセンター、銚田総合公園及びびほっとパーク銚田並びにとっふ・さんて大洋は、密接な相互連携により、各地域の健康づくり拠点として機能の充実を図るとともに、多世代交流の場として活用する。 |
| ④海洋レクリエーションゾーン | 鹿島灘沿岸は、鹿島灘海浜公園の着実な整備とともに、海水浴場や釣り場というマリンスポーツに資する施設整備を進め、環境に配慮した親自然型レクリエーション機能の充実を図る。 |
| ⑤水産業及び湖沼ふれあいゾーン | 涸沼及び北浦での水産業の振興を図るとともに、周辺エリアは釣りやサイクリングなどのレクリエーション拠点として、新市内外の人との交流・ふれあい機能の充実を図る。また、北浦は農業用水としての機能を維持する。 |
| ⑥工業ゾーン | 銚田西部工業団地周辺は、茨城空港の開港や東関東自動車道水戸線の整備などを視野に入れつつ、工業団地の早期整備と幹線道路網の整備を一体的に促進する。 |
| ⑦農環境・田園居住ゾーン | ①～⑥を除く地域は、基幹産業である農業を振興する地域として、また農業の持つ多面的な魅力を展開する地域として、必要な整備を進める。 各地区においては自然環境と調和した居住環境の向上を図る。 |

【ゾーニング図】



5 施策体系一覧



第5章 まちづくり目標の実現に向けた主要施策

1 一人ひとりの健康と安心を地域で支える環境づくり

(保健・医療・福祉)

(1) 一人ひとりの健康づくりの支援

「健康(＝くらし)の先進地」を目指し、市民の健康への関心を喚起しながら、健康増進に向けた取り組みを積極的に推進します。

- 市民の健康づくり・健康増進を支援する拠点整備として、旭保健センターの新設と各保健センターの改修を行います。さらに、「ほっとパーク銚田」と「とっぷ・さんて大洋」についても機能充実と利活用の促進を図ります。
- 健康支援・健康増進施設を拠点として、健康増進・食育推進計画に基づき、年齢や状態に応じた適切な保健事業を実施します。特に、壮年期からの介護予防に一層取り組むため、医・科学的根拠に基づいた効果的な運動プログラムを作成し、その普及に努めます。
- 家庭や学校、事業者などと連携した地産地消を推進し、スローフード*の普及や食育の充実といった「食」を通じた健康づくり、正しい生活習慣の実践に取り組みます。
- 保健・福祉専門職員(保健師、栄養士など)の交流・連携の強化とともに、食生活改善推進員や地域健康推進指導者への研修機会の拡充といった地域保健・健康づくり活動の充実を図り、市民一人ひとりの健康を支援する体制強化を進めます。
- 生涯学習、文化・スポーツ、教育、地域づくり等の分野とも連携し、高齢者や障害者なども含めたすべての市民が生きがいを持って暮らしていけるよう、市民・地域と協力して「健康(＝くらし)の先進地」の形成を進めます。

*スローフード；全国一律で規格化されたファーストフードに対して、その土地でしか味わえない伝統的な食材や料理、飲み物などを通して、郷土への愛着や自然の大切さを知ること、あるいはその運動を指す。

(2) 地域医療体制の強化

乳幼児期から高齢期まで市民一人ひとりの安心した暮らしを支えるため、関係機関と協力しながら、市全体の医療体制の強化に取り組みます。

- 健康づくり活動や地域福祉活動との連携を強化し、安心して暮らしていくことができるような地域医療の充実を図ります。
- 休日・夜間の救急体制の充実をはじめ、高度な救命措置を施せる救急救命士の養成、救急医療知識の普及など、関係機関や市民と連携した救急医療体制の充実を図ります。

(3) 安心の暮らしを支える福祉の充実

次世代が健全に育つとともに、いくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる環境づくりに向けて、子ども・子育て支援事業計画や高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画・障害福祉計画などに基づく福祉の充実を図ります。

- 多様な保育需要に対応する保育サービスの充実とともに、子育て支援ネットワークの拡大や地域ぐるみの児童・生徒健全育成など、市全体での子育て環境の向上を図ります。
- 保健・医療・福祉の関係機関と地域が連携し、増加する高齢者に対する介護予防への取り組み、状況に応じた在宅支援の拡充を図ります。
- 介護を必要とする状態や障害の状況に応じた適切な福祉サービスを提供するため、介護保険事業や障害者支援制度をはじめとする社会保障制度の適切な運営に努めます。
- 障害者の自立支援のため、民間活力による通所施設をはじめとした障害者支援施設等の整備を図ります。

(4) 「心のかよった」地域福祉の推進

生涯を健康で安心して暮らすことのできる環境づくりに向けて、温かく支えあう地域福祉の一層の充実を図ります。

- 市民全体で支えあう社会の形成に向けて、「地域福祉計画」を推進します。
- 保健・医療・福祉関係機関の一層の連携による地域ケアシステムの強化を図ります。
- 多くの市民が参加するボランティア活動の活性化や社会福祉協議会の活動を支援します。
- 身近な相談窓口の設置や低所得者への支援など、きめ細かく対応できる体制の充実を図るため、福祉事務所を設置します。

【主要施策】

| 施策項目 | 主要施策 |
|--|---|
| (1) 一人ひとりの健康づくりの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・成人・高齢者保健事業の推進 ・母子保健事業の推進 ・予防接種事業の推進 ・旭保健センター整備事業 ・保健相談センターの機能の充実 ・健康増進施設の整備・充実 ・健康づくり推進体制の整備 ・シルバー人材センター活動の促進 ・健康増進・食育推進計画の推進 |
| (2) 地域医療体制の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療（救急）体制の充実 ・医療機関との広域的な連携 |
| (3) 安心の暮らしを支える福祉の充実 (子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉) | <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画の推進 ・保育施設の整備・充実 ・母子福祉サービスの推進 ・高齢者福祉施設の整備・充実 ・高齢者福祉計画・介護保険事業計画の推進 ・介護保険事業計画の適切な運営 ・障害者基本計画・障害福祉計画の推進 ・障害者総合支援法の推進 ・デマンドタクシーの運行 |
| (4) 「心のかよった」地域福祉の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定の推進 ・地域ケアシステムの推進 ・社会福祉協議会の活動の充実 ・福祉事務所移管業務関連システム整備事業 |

2 次代の農業を中心とした力強い地域経済の構築

(産業振興)

(1) 環境と経営が調和した次代の農業の確立

「食の先進地」を目指して、品質向上と生産拡大、環境保全と調和する全市的な地域資源を活用し、新市発展の基礎となる農業の力強い振興を図ります。

- 生産の基盤となる“良質な土づくり”を促進するため、耕種農家・畜産農家・農業団体・県等との連携により、地域循環型農業を推進します。
- 完熟堆肥の効果的な施用をはじめ、合理的な輪作、緑肥作物の栽培促進、診断に基づく土壌改良など、良質な土づくりと合理的な作付け体系の普及による生産性の向上に取り組みます。
- 安全で安心な農畜産物を供給するため、市内で生産するすべての農畜産物についてトレーサビリティシステムの導入を目指します。
- 滞在型農業体験（グリーンツーリズム）や交流活動などの事業展開により、農業の多面的な機能を活用し、新たな雇用の創出や担い手の確保・育成につなげます。
- “食の情報基地”として直売所の整備・充実を図り、地域農畜産物のPRをはじめ、新しい郷土料理の開発やスローフードの普及を推進します。
- 品種改良の推進や消費者ニーズに対応した農畜作物の開発など、付加価値を高める研究を国・県や民間企業と連携して推進します。
- 県や農業団体等の関係機関と連携を強化し、生産や経営に関する研究及び技術開発を推進します。
- 農産物や加工品のブランド化を推進するとともに、商業・工業・観光との連携により農業の6次産業化を推進します。

(2) 水産業の振興

水産資源の維持・培養を図る漁業を推進するとともに、漁場環境の保全に努めます。

- 富栄養化の防止・改善に向けた水質の浄化に取り組み、良好な漁場の保全を図ります。
- 水産加工業の育成とともに、水産物の付加価値を高める特産品の開発に取り組みます。

(3) 新たな基幹産業の確立に向けた環境整備

首都圏という立地を活かし、工業が産業の柱のひとつに成長するよう環境整備を推進します。また、経営環境向上による商業振興を図ります。

- 銚田西部工業団地の早期整備を促進し、企業誘致を推進します。
- 県をはじめとした関係機関との連携を図り、企業立地に向けた環境整備（高速道路網、茨城空港へのアクセス道路、市内外の幹線道路網など）を促進します。
- 商工会活動に対する積極的な支援や助成を通じ、経営改善指導機能、人材育成機能などの強化を図ります。

(4) 地域資源を活用した新たな魅力づくり

自然・農環境・歴史・文化・海・湖など、新市の多彩な地域資源を最大限に活用した観光の振興を推進します。

- 滞在型農業体験（グリーンツーリズム）の推進をはじめ、新市の最大の資源である農環境を活用した観光を推進します。
- 幅広い世代に楽しみを提供するよう、「食」・「健康」・「楽しみ」をキーワードにした多彩な観光を広域的な連携により推進します。
- 涸沼、北浦、鹿島灘海浜公園を核とした広域的な観光拠点の機能拡充を図ります。
- 涸沼のラムサール条約登録に伴い、新たな地域資源の開発と観光振興を推進します。

【主要施策】

| 施策項目 | 主要施策 |
|------------------------|---|
| (1) 環境と経営が調和した次代の農業の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）地域資源活用センター設置の推進 ・農業生産基盤整備の推進 ・農業集落排水事業の推進 ・集落転作実践事業の推進 ・条件整備特別対策事業の推進 ・農用地の保全及び高度利用の推進 ・農産物及び加工品のブランド化の推進 ・農業の6次産業化の推進 ・農産物加工場整備事業 |
| (2) 水産業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・漁場環境の保全 |
| (3) 新たな基幹産業の確立に向けた環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・商工業環境の整備の促進 ・商工業団体の育成・強化 ・銚田西部工業団地開発の促進及び企業誘致の推進 |
| (4) 地域資源を活用した新たな魅力づくり | <ul style="list-style-type: none"> ・観光拠点（涸沼、北浦、鹿島灘海浜公園等）の整備の推進 ・観光拠点のルート化の推進 ・観光PR活動（ガイドマップ、ホームページ）の推進 ・ラムサール条約登録に伴う観光資源の開発 |

3 快適と安全を備えた“自然を感じる”暮らしの実現

(生活環境・都市基盤・地域安全)

(1) 地域の特性を活かす土地利用の推進

良好な自然環境と健康で文化的な生活環境の確保との両立に向けて、計画的な土地利用を推進します。

- 自然と共生したまちづくりを推進するため、「国土利用計画」を策定します。
- 「国土利用計画」に基づき、良好な市街地と住環境の形成に向けた都市施設の整備を推進します。

(2) 市民と一体となった環境共生社会への取り組み

「いのち」と「くらし」を支える豊かな自然の継承と、快適な定住環境を兼ね備える自然と人間が共生する社会の形成を、市民・地域とともに推進します。

- 市民一人ひとりの生活環境保全への意識を醸成する環境教育・環境学習の充実を図ります。
- 市街地の緑化推進と公園の適切な配置とともに、平地林等の保全や優れた農景観の創出を積極的に推進します。
- 公共事業などに際して、自然環境に配慮した事業手法を導入します。
- ごみの分別収集の徹底や資源のリサイクルに対する意識の高揚を図り、新市全体で環境への負荷の低減を推進します。
- 新市域に適応したごみ処理体制（広域化処理含む）を構築します。

(3) 都市基盤の整備

質の高い生活環境の形成と広域的なネットワークによる新市全体の発展に向けて、都市基盤の着実な整備を推進します。

- 「都市計画マスタープラン」に基づき、計画的な都市整備を推進します。
- 安全で衛生的な水道水の安定供給を図るため、上水道整備事業を推進します。
- 生活環境の向上と公共用水域の水質保全のために、「生活排水ベストプラン」に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽整備事業を推進します。

- 主要な幹線道路及び生活道路の整備を推進します。
- 東関東自動車道水戸線の整備を国・県との連携により促進します。
- 災害防止と潤いのある水辺環境づくりを進めるため、河川整備を促進します。

(4) 地域と連携・協力した地域安全の推進

市民が安全に暮らすことのできる都市を目指して、防災・消防体制の充実・強化とともに、災害や事故、犯罪を未然に防ぐ高い市民意識の醸成と地域連携の強化を推進します。

- 自然災害や原子力災害から市民の生命と安全を守るため、「地域防災計画」に基づき、防災体制の強化や防災資機材の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めます。
- 災害緊急時の迅速な情報提供体制を強化します。
- 緊急時には市民同士の協力が重要なことから、各地区の消防施設の整備、防災意識の向上や自発的な防災活動への参加による自主防災体制を拡充するとともに、地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図ります。
- 市民・地域による自主的な地域安全活動の活性化を支援します。
- 街路灯や防犯灯の適切な設置により、通学路や公園などの夜間の安全を確保し、犯罪の起こりにくい環境づくりを推進します。
- 関係団体との連携により、市民一人ひとりの交通安全意識の啓発に努め、交通事故防止対策を推進します。
- 主要道路や通学路における歩道整備や危険箇所である交差点の改良を進めるとともに、ガードレールやカーブミラーなど交通安全施設の整備を推進します。
- 公共交通の利便性向上のため、地域や公共事業者と連携を図り、公共交通ネットワークを構築します。

【主要施策】

| 施策項目 | 主要施策 |
|--|--|
| (1) 地域の特性を活かす土地利用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土利用計画策定事業 ・ 地籍調査事業の推進 |
| (2) 市民と一体となった環境共生社会への取り組み (自然環境保全、資源リサイクル等) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地環境保全の推進 ・ 公園施設の充実及び利活用の促進 ・ 廃棄物（ごみ）処理施設の整備及び機能拡充 ・ 一般廃棄物処理施設の広域化による機能強化 |
| (3) 都市基盤の整備 (上下水道、道路・交通機関 河川整備、情報基盤) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画マスタープランの推進 ・ 上水道整備事業の推進 ・ 公共下水道事業の推進 |

| 施策項目 | 主要施策 |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業集落排水事業の推進 ・ 排水路整備事業の推進 ・ 浄化槽整備事業の推進 ・ 新市連絡道路整備事業 ・ 主要市道整備事業の推進 ・ 都市計画道路整備事業の推進 ・ 基盤整備促進事業の推進 ・ 公共交通対策事業の推進 |
| <p>(4) 地域と連携・協力した地域安全の推進 (防災、消防、防犯、交通安全)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画の推進 ・ 防災行政無線設備の整備・充実 ・ 消防施設等整備事業の推進 ・ 安心安全なまちづくりの推進 |

4 「郷土を愛する豊かな心」の継承

(教育・文化・交流)

(1) 学校教育及び青少年健全育成環境の向上

市の将来を担う子どもたちが郷土を愛する豊かな心を持って育ち、やがて地域で活躍するよう、地域との積極的な関わりあいを通じた教育・育成環境の向上を図ります。

- 「銚田市教育振興基本計画」に基づき、知・徳・体の調和のとれた、未来を拓く人間性豊かな人づくりに努めます。
- 新市の多彩な歴史・環境などを活用した体験学習を通して、一人ひとりの個性と資質を大切にしながら、情報化・国際化に対応できる人材育成に努めます。
- 学校給食センターをはじめ、幼児教育と学校教育にかかる施設・設備の整備・充実を図ります。
- 青少年の健全育成につながる自然体験やボランティア活動、国内外との交流、農業体験、就業体験など、地域資源を活かした多様な活動を一層推進します。

(2) 地域資源を活用した生涯学習の充実

市民の学習意欲を高める環境づくりに向けて、多彩な地域資源を活用した市民主体の生涯学習活動を推進します。

- 「生涯学習推進計画」に基づき、公民館の学習プログラム（教室・講座）など市民の自主的学習活動を支援します。
- 本市の歴史や風土、自然や文化・伝統を継承するとともに、市民による多彩な文化芸術活動を促進し、魅力あふれる文化振興を図るため「文化行政マスタープラン」を市民とともに策定します。
- 市民の自主的な学習活動の場の充実に向けて、学校や社会教育施設などの公共施設の有効利用を推進します。
- 生涯学習拠点施設の整備・充実とともに、学習施設のネットワーク化を図ります。
- 学習活動を通じて習得した能力を地域づくりに活用する仕組みづくりの充実を図ります。
- 市民のメディア・リテラシー*の向上を図る学習機会を拡充します。

*メディア・リテラシー；メディア（新聞、テレビ、ラジオなどの情報媒体）を利用する技術や伝えられた内容を分析する能力のこと。

(3) 文化振興及びスポーツ・レクリエーション環境の充実

心身の健康増進や地域への関心を高めることにつながる文化及びスポーツ・レクリエーション活動の活性化を、関係機関との連携により推進します。

- 大切な郷土文化を継承する地域活動を支援します。
- 芸術文化活動やレクリエーション活動など、市民の多様な活動を支える施設整備を推進します。
- 年齢に応じたスポーツ・レクリエーションのプログラムの開発やイベントを開催します。
- 学校や地域で活動するスポーツ団体などと連携し、子ども同士や親子と一緒に汗を流す機会の拡充を図ります。

(4) 地域間・国際交流の推進

地域の活性化や将来のまちを支える人材育成につながるよう、地域資源を活かした国内外との多様な交流事業を推進します。

- 地域資源である産業（農）や文化などを活かした市民主体の交流活動を推進します。
- 国際交流協会など関係機関と連携し、在住外国人や留学生をサポート（支援）する地域づくりを推進します。

【主要施策】

| 施策項目 | 主要施策 |
|------------------------------|---|
| (1) 学校教育及び青少年健全育成環境の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食センター整備事業 ・ 義務教育施設及び設備等の整備・充実 ・ 幼児教育環境の整備・充実 ・ 青少年育成団体活動の推進及び指導者の育成 ・ 啓発・交流事業の充実 ・ 幼保一元化の推進 |
| (2) 地域資源を活用した生涯学習の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館建設事業 ・ 図書館情報システム整備事業 ・ 図書館の利活用の推進 ・ 公民館活動の充実 ・ 生涯学習推進計画の推進 ・ 生涯学習活動の推進 |
| (3) 文化振興及びスポーツ・レクリエーション環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ (仮称) 銚田市民交流館建設事業 ・ 文化活動の振興 ・ 文化行政マスタープランの策定 ・ 伝統文化の継承 |

| 施策項目 | 主要施策 |
|-----------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実 ・各種スポーツ事業の推進 |
| (4) 地域間・国際交流の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域間・国際交流事業の推進 |

5 市民を主役とする協働のまちづくりの推進

(人権・参画・協働・行財政)

(1) 人権尊重意識の向上

国内外との交流や連携が広がる 21 世紀に一層大切となる、市民一人ひとりの“お互いを尊重し合う心”の醸成を図ります。

- 生涯学習の視点に立って、学校・家庭・地域が一体となった人権教育・啓発を推進します。

(2) 男女共同参画社会の推進

市民一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会に向けて、男女共同参画社会の形成を推進します。

- 「男女共同参画基本計画」に基づき、市民、地域、事業者などと協働し、男女共同参画社会の実現に向けた気運の醸成を図ります。
- 審議会等への女性の積極的な登用や女性リーダーの育成など、女性の社会参画を支える環境づくりに取り組みます。

(3) コミュニティ活動の活性化

活気ある地域を形成するために、市民主体のコミュニティ活動を活性化する環境づくりを推進します。

- コミュニティセンターや集会所など各地区での活動拠点の機能充実を図ります。
- 先進事例の情報提供や地域づくりに関する学習機会の拡充を図ります。
- グループ交流や研修機会の拡充を図り、地域リーダーの育成に努めます。

(4) 協働のまちづくりの推進

市民・地域・行政による協働のまちづくりを一層推進します。

- 行財政運営の透明性の確保や市民参加促進に向けて、情報公開や広報・広聴活動を充実します。

- まちづくりに関わる分野において、市民の視点を組み入れた協働の体制づくりを推進します。

(5) 計画的な行財政の運営

新市の将来像実現に向けて、合併効果を最大限に発揮するために、行財政改革を積極的に推進します。

- 「行政改革大綱」に基づき、行政組織の効率化、職員の給与・定員の適正化等を推進するとともに、地方分権時代に対応した総合的な行政体制の構築を図ります。
- 庁舎間の連携を高める電子システムの構築や職員の資質向上などを図り、地域に身近な行政運営に努めます。
- 事務・事業の合理化や経費の節減に努めるとともに、重点的かつ計画的な財政運営を推進します。
- 地域やボランティア団体などと連携し、施策や事業推進における民間活力の導入を積極的に推進します。
- 長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指します。

【主要施策】

| 施策項目 | 主要施策 |
|------------------|---|
| (1) 人権尊重意識の向上 | ・ 人権啓発・教育事業の推進 |
| (2) 男女共同参画社会の推進 | ・ 男女共同参画基本計画の推進 |
| (3) コミュニティ活動の活性化 | ・ コミュニティ活動事業の推進 ・ 新市振興基金造成事業 |
| (4) 協働のまちづくりの推進 | ・ まちづくり関係団体等の活動の充実 ・ 市民参加の促進 |
| (5) 計画的な行財政の運営 | ・ 総合計画等策定の推進 ・ 付属庁舎建設事業 ・ 本庁舎改修事業 ・ 総合支所（総合窓口）整備事業 ・ 電算システム統合整備事業 ・ 戸籍電算化事業 ・ 合併記念事業 ・ 市民憲章、モニュメント、サイン、看板等作製事業 ・ 公共施設等総合管理計画の策定 |

第6章 新市建設における県との連携

新市建設に向けては、茨城県及び関係機関等との緊密な連携と協力体制の確立に努めます。
第5章の「まちづくり目標の実現に向けた主要施策」のうち、茨城県が主体となって以下の事業を実施することで、新市のまちづくりを積極的に支援するものです。

| 施策項目 | 主要施策 |
|---|-----------------|
| 目標3 快適と安全を備えた“自然を感じる”暮らしの実現（生活環境・都市基盤・地域安全） | |
| (3) 都市基盤の整備 | 県道大竹鉾田線バイパス整備事業 |
| | 国道354号整備事業 |
| | 県道下太田鉾田線整備事業 |
| | 巴川河川改修事業 |

第7章 公共施設の適正配置

(1) 基本方針

公共施設の適正配置にあたっては、新市全体の均衡ある発展と将来展望を前提に、市内の地域バランスの考慮や市民の利便性の向上を基本として、現存する公共施設の有効利用と新市の財政状況を勘案しながら計画的に推進していきます。

なお、施設の適正配置及び統廃合の検討にあたっては、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮するとともに、地域づくりやコミュニティ活動における機能、施設の安全性や維持管理状況などを総合的に勘案した上で、市民や地域との十分な協議をもとに進めることとします。

(2) 市庁舎

新市の本庁は現在の銚田町役場とします。

また、現在の旭村と大洋村の役場は新市の総合支所として、本庁と連携を図りながら、新市全体の均衡ある発展を支えていきます。

なお、市民の利便性の向上と行政運営の合理化・迅速化を図るため、各種電子システムを活用した電子自治体を推進します。

第8章 財政計画

財政計画は、合併年度及びこれに続く20年間（平成17年度～平成37年度）の財政運営の指針として、歳入・歳出を費目ごとに、過去の実績や現在の財政状況、地方財政制度等を踏まえ、普通会計ベースで作成したものです。

作成にあたっては、平成26年度までは決算額、平成27年度以降は、現行の行財政制度に基づき推計したものであり、今後の経済動向や国の地方財政計画及び経済政策により状況が大きく変わることが予想されます。現行制度を基本とした歳入・歳出の考え方は次のとおりです。

1 歳入

(1) 地方税

住民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税などについて、現行の税制度を基本に、現在の経済状況や今後の人口推計値等を踏まえ見込んでいます。

(2) 地方交付税

現行の交付税制度を基本に、合併に係る財政支援措置や合併特例債等の元利償還金に対する交付税措置を見込んでいます。

なお、平成28年度以降は合併に伴う算定の特例（合併算定替）が段階的に縮減されることから、その影響額を反映しています。

(3) 国庫支出金・県支出金

一般行政経費分は過去の実績等により算定し、事業費分については今後の見込により推計しています。

(4) 地方債

本計画の事業の財源として、現行の地方債制度を基本に、普通交付税の算定に有利な合併特例債を見込んでいます。また、臨時財政対策債については、継続されるものとして見込んでいます。

(5) その他

地方譲与税、各種交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入等を、過去の実績や現在の経済状況を勘案して見込んでいます。

2 歳出

(1) 人件費

合併による特別職、議会議員等の定数の減による影響を見込んでいます。また、一般職については、前年度の退職者に対し、新規採用者の補充を抑制することにより、段階的に経費の削減を見込んでいます。

(2) 扶助費

扶助費については、現在の制度が継続する前提で、少子高齢化の進行による対象年齢層の増減等の影響を見込んでいます。

(3) 公債費

これまでの借入れに対する償還額に、合併特例債や臨時財政対策債などの新たな地方債に係る償還見込額を見込んでいます。

(4) 物件費

合併直後の臨時的経費や新規施設の整備に伴う管理費用等を考慮するとともに、合併による事務事業の一元化や施設の統廃合による事務経費の削減効果を見込んでいます。

(5) 積立金

基金利子の積立金のほか、年度間の財源を調整するため財政調整基金等への積立金を見込んでいます。

(6) 繰出金

過去の実績を基に各特別会計への繰出金を見込んでいます。

(7) 普通建設事業費

現行の補助金制度、地方債制度を基本に、本計画に位置づける普通建設事業費を見込んでいます。

(8) その他

補助費、維持補修費、投資・出資金・貸付金を、過去の実績や現在の経済状況、合併による影響を勘案して見込んでいます。

■ 財政計画

○ 歳入

(単位：百万円)

| | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 平成32年 | 平成33年 | 平成34年 | 平成35年 | 平成36年 | 平成37年 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地方税 | 4,320 | 4,366 | 4,828 | 4,931 | 4,762 | 4,661 | 4,737 | 4,624 | 4,566 | 4,630 | 4,558 | 4,540 | 4,525 | 4,426 | 4,412 | 4,400 | 4,314 | 4,312 | 4,309 | 4,224 | 4,222 |
| 地方譲与税 | 566 | 733 | 373 | 358 | 336 | 326 | 317 | 297 | 284 | 271 | 277 | 277 | 277 | 277 | 277 | 277 | 277 | 277 | 277 | 277 | 277 |
| 各種交付金 | 764 | 745 | 691 | 657 | 619 | 614 | 567 | 538 | 557 | 621 | 801 | 796 | 791 | 785 | 780 | 775 | 769 | 763 | 757 | 751 | 745 |
| 地方交付金 | 5,671 | 5,935 | 5,979 | 6,244 | 6,336 | 7,256 | 9,110 | 7,699 | 7,785 | 7,452 | 7,353 | 7,276 | 7,254 | 7,354 | 7,283 | 7,113 | 7,053 | 7,045 | 6,866 | 6,809 | 6,742 |
| 分担金及び負担金 | 156 | 156 | 163 | 165 | 162 | 186 | 187 | 168 | 170 | 190 | 152 | 152 | 150 | 149 | 147 | 146 | 145 | 143 | 142 | 140 | 139 |
| 使用料及び手数料 | 309 | 173 | 156 | 159 | 157 | 150 | 156 | 167 | 161 | 149 | 152 | 152 | 151 | 151 | 151 | 150 | 150 | 150 | 149 | 149 | 149 |
| 国庫支出金 | 1,185 | 1,602 | 1,784 | 1,784 | 3,501 | 2,465 | 3,214 | 2,443 | 2,693 | 3,295 | 3,723 | 2,430 | 2,875 | 3,030 | 2,357 | 2,538 | 2,749 | 2,383 | 2,581 | 2,849 | 2,379 |
| 県支出金 | 1,214 | 1,137 | 1,183 | 1,171 | 1,237 | 1,280 | 1,857 | 1,758 | 1,353 | 1,483 | 1,443 | 1,492 | 1,500 | 1,508 | 1,517 | 1,525 | 1,525 | 1,427 | 1,427 | 1,427 | 1,427 |
| 財産収入 | 35 | 26 | 48 | 31 | 54 | 28 | 48 | 40 | 79 | 37 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 |
| 繰越金・繰入金 | 1,526 | 785 | 774 | 991 | 1,140 | 1,050 | 1,466 | 1,684 | 2,093 | 2,429 | 1,424 | 406 | 734 | 28 | 17 | 367 | 546 | 379 | 657 | 925 | 646 |
| 諸収入 | 279 | 223 | 260 | 292 | 287 | 299 | 494 | 583 | 459 | 501 | 474 | 475 | 475 | 475 | 475 | 475 | 475 | 475 | 475 | 475 | 475 |
| 地方債 | 2,591 | 2,328 | 1,140 | 1,242 | 1,930 | 2,105 | 2,276 | 1,585 | 2,281 | 3,260 | 3,556 | 2,315 | 4,386 | 2,795 | 1,006 | 1,422 | 1,873 | 799 | 1,174 | 1,572 | 799 |
| 歳入合計 | 18,616 | 18,209 | 17,379 | 18,025 | 20,521 | 20,420 | 24,429 | 21,586 | 22,481 | 24,318 | 23,966 | 20,364 | 23,171 | 21,031 | 18,475 | 19,241 | 19,929 | 18,206 | 18,867 | 19,651 | 18,053 |

○歳出

(単位：百万円)

| | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 平成32年 | 平成33年 | 平成34年 | 平成35年 | 平成36年 | 平成37年 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人件費 | 4,113 | 3,875 | 3,535 | 3,449 | 3,260 | 3,204 | 3,145 | 3,030 | 3,034 | 2,932 | 2,845 | 2,844 | 2,836 | 2,853 | 2,853 | 2,853 | 2,877 | 2,877 | 2,877 | 2,901 | 2,901 |
| 扶助費 | 1,785 | 2,344 | 2,454 | 2,515 | 2,584 | 3,194 | 3,389 | 3,479 | 3,494 | 3,831 | 3,724 | 3,749 | 3,799 | 3,851 | 3,907 | 3,966 | 3,961 | 3,956 | 3,952 | 3,948 | 3,945 |
| 公債費 | 1,964 | 1,909 | 2,148 | 2,118 | 2,137 | 2,165 | 2,228 | 2,231 | 2,239 | 2,215 | 2,153 | 2,160 | 2,227 | 2,408 | 2,604 | 2,520 | 2,472 | 2,469 | 2,372 | 2,265 | 2,197 |
| 物件費 | 2,713 | 2,093 | 2,248 | 2,139 | 2,258 | 2,149 | 2,693 | 2,685 | 2,512 | 2,551 | 2,648 | 2,611 | 2,661 | 2,661 | 2,728 | 2,728 | 2,728 | 2,768 | 2,768 | 2,768 | 2,808 |
| 維持補修費 | 118 | 76 | 74 | 82 | 122 | 130 | 164 | 170 | 232 | 368 | 273 | 256 | 256 | 256 | 256 | 256 | 256 | 256 | 256 | 256 | 256 |
| 補助費等 | 2,504 | 2,306 | 2,213 | 2,149 | 2,997 | 2,142 | 2,085 | 1,976 | 2,036 | 2,220 | 2,496 | 1,964 | 1,964 | 1,964 | 1,964 | 1,964 | 1,964 | 1,964 | 1,964 | 1,964 | 1,964 |
| 積立金 | 1,209 | 1,497 | 568 | 1,053 | 1,319 | 2,142 | 2,371 | 1,617 | 1,872 | 1,343 | 1,847 | 1,362 | 572 | 550 | 224 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 投資・出資金・貸付金 | 128 | 186 | 145 | 128 | 127 | 108 | 202 | 109 | 101 | 14 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 繰出金 | 1,364 | 1,408 | 1,542 | 1,686 | 1,765 | 1,858 | 1,948 | 2,201 | 2,090 | 2,454 | 2,276 | 2,257 | 2,332 | 2,404 | 2,461 | 2,524 | 2,582 | 2,641 | 2,694 | 2,748 | 2,804 |
| 普通建設事業費 | 2,038 | 1,829 | 1,689 | 1,813 | 2,978 | 1,937 | 3,077 | 1,733 | 2,864 | 4,881 | 5,590 | 3,149 | 6,512 | 4,072 | 1,466 | 2,402 | 3,061 | 1,247 | 1,956 | 2,773 | 1,150 |
| 災害復旧事業費 | 0 | 13 | 22 | 2 | 0 | 22 | 1,616 | 811 | 444 | 284 | 102 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 歳出合計 | 17,936 | 17,536 | 16,638 | 17,134 | 19,547 | 19,051 | 22,918 | 20,042 | 20,918 | 23,093 | 23,966 | 20,364 | 23,171 | 21,031 | 18,475 | 19,241 | 19,929 | 18,206 | 18,867 | 19,651 | 18,053 |



銚 田 市

銚 田 市

〒311-1592 茨城県銚田市銚田1444-1
TEL 0291-33-2111 FAX 0291-32-4443